

## 第2章

### 計画推進のための具体的な取組



## I 自立と社会参加の促進による共生

### 1 障害に対する理解と権利擁護の推進

#### 《現状》

- 平成 28 (2016) 年 4 月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の施行に伴い、県職員対応要領の制定、専門相談員を配置した相談窓口の設置、障害者差別解消支援地域協議会の設置等を行うとともに、県に寄せられた相談については、相談者と相手方との間に立って調整を行う等事案の解決に向けた取組を進め、地域協議会で情報共有化や事案の解決方法等について協議、また、事業者等への普及啓発活動を行う等、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組んでいます。

【表1 広島県内における相談件数】

区 分	(単位：件)			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
不当な差別的取扱い	33	7	7	13
合理的配慮の不提供	55	29	35	21

- 令和 2 (2020) 年度県政世論調査によると、障害のある人が困っているときに、手助けをしたことが「ある」と答えた人の割合が 67.0%、手助けをしたことが「ない」と答えた人の割合が 29.6% となっています。
- 県では、平成 23 (2011) 年 10 月から県民をはじめ、企業・団体等が、「様々な障害特性」、「障害のある人が困っていること」、「配慮の仕方やちょっとした手助けの方法」などについて理解を深め、障害のある方が困っている場面を見かけたら、手助けや配慮を実践する「あいサポート運動」を、県民運動として実施しています。

【表2 あいサポート運動の取組状況】

項目	(単位：人、企業・団体)			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
あいサポーター数 (累計)	173,167	184,193	203,095	240,176
あいサポートメッセージャー養成数 (累計)	284	376	447	498
うち就労支援メッセージャー養成数 (累計)	149	196	220	247
あいサポート運動企業・団体数 (累計)	522	611	768	786

- 配慮や援助を必要としていることが外見からは分からない障害者等が、周囲に配慮を必要とすることを知らせる「ヘルプマーク」、緊急連絡先や必要とする支援内容等を記載する「ヘルプカード」を、平成 29 (2017) 年度から導入し、普及促進を図っています。
- 平成 24 (2012) 年 10 月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」に基づき、障害者等からの相談受付、市町に対する情報提供などを目的とした「広島県障害者権利擁護センター」を、広島県社会福祉協議会へ委託し、平成 24 (2012) 年 10 月から業務を開始するとともに、障害者虐待防止ネットワーク推進会議を設置し、関係機関及び関係民間団体との連携協力体制を整備しています。

【表3 障害者虐待の通報・届出受理件数及び虐待件数】

(単位：件)

区分		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
養護者による虐待	通報・届出受理件数		104	96	94	95	123
	虐待件数		30	21	23	26	28
障害者福祉施設従事者等による虐待	通報・届出受理件数		51	47	34	37	39
	虐待件数		7	13	8	5	4
使用者による虐待	通報・届出受理件数		33	19	150	31	28
	虐待件数		17	6	115	10	7

### 《課題》

- 障害者や障害者団体については、障害者差別解消法について周知が進みつつありますが、平成29(2017)年度県政世論調査によると、調査対象者のうち、16.7%が「障害者差別解消法を知らない」という調査結果となっており、更なる普及啓発活動に取り組む必要があります。
- 「共生社会」の実現を図るためには、障害や障害者に関する県民の理解を促進し、併せて、障害者への配慮等について県民の協力を得て、幅広い人々の参加による活動を強力に推進することにより、社会的障壁を除去することが重要となっています。
- 「理解」することから「行動」へつなげるために、理解度の段階に応じた研修を実施していく必要があります。
- 障害者をひとまとめに考えるのではなく、多種多様で、同じ障害であっても一律ではなく、また、内部障害や難病など外見からは分かりにくい障害も多く、こうした障害への理解を進めていく必要があります。
- 障害者虐待防止法では、市町に障害者虐待に関する通報窓口、届出・相談等を行う「市町村障害者虐待防止センター」機能を果たすことが求められているため、市町職員等の専門的知識の充実を図り、虐待事案の未然防止及び早期発見に努めるとともに、障害者関係団体等の人材育成等を促進し、指導的役割を担う人材の資質向上を図る必要があります。

### 《今後の具体的な取組》

- 障害者に対する差別・偏見の解消や、各障害の特性についての理解を深めるため、正しい知識の普及啓発を更に進めるとともに、障害者差別解消支援地域協議会によるネットワークを構築し、複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案、紛争の解決や合理的配慮の提供などに結びついた事例、相談を踏まえて実施した調整の内容やノウハウ等の共有を通じて、地域全体としての相談・紛争解決機能の向上に努めます。また、現在内閣府において検討されている障害者差別解消法施行3年経過後の見直しの状況を注視していきます。
- 企業・団体、地域、学校等への出前講座や「あいサポート運動」用テキスト「障害を知り、共に生きる」を利用し、関係団体と連携した研修の実施など「あいサポート運動」の理解促進を図るとともに、「あいサポーター研修」の講師や地域活動支援を行う「あいサポートメッセンジャー」、「就労支援メッセンジャー」の養成や活動支援などにより、誰もが障害者等に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進します。
- 「あいサポート運動」を当事者団体等の協力を得ながら推進し、将来を担う子供や若者から高齢者まで全ての年齢層の「あいサポーター」が増えることによって、障害の特性や必要な配慮への理解を深め、障害のある人に対して理解のある行動につながるよう県民オール「あいサポーター」の構築に向けて取り組みます。
- 「あいサポート運動」の取組として、外見からは分からないが配慮や援助を必要とする方のための「ヘルプマーク」や、障害者に関するマークをより広く周知し、配慮や支援を必要としている障害者と支援をする者を結び付けるなど、障害者がより早期かつ効果的に支援が得られやすくなるよう、普及啓発を行います。

- 障害者虐待の防止や通報義務等、障害者、養護者及び事業者等への普及啓発活動に努めるとともに、定期的に障害者虐待防止ネットワーク推進会議を開催し、障害者等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組みます。

また、虐待事案の未然防止及び早期発見のため、市町職員及び障害福祉サービス事業者等を対象とした虐待防止・権利擁護研修を毎年開催し、設置・管理者の受講を徹底するとともに、各事業所等における虐待防止委員会の設置を促進します。

【成果目標・指標】

指 標		現状(令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①あいサポートプロジェクトの推進	あいサポーター数(累計)	240,176人	245,000人	247,500人	250,000人
	あいサポートメッセンジャー養成数(累計)	498人	643人	687人	730人
	うち就労支援メッセンジャー養成数(累計)	247人	321人	343人	364人
	あいサポート運動企業・団体数(累計)	786企業・団体	844企業・団体	872企業・団体	900企業・団体

【関連事業】

関連事業・取組	事業内容
あいサポートプロジェクト事業	誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指し、あいサポーターやあいサポートメッセンジャーの養成研修やあいサポート運動企業・団体の認定を行う。
障害者社会参加推進事業 (心のバリアフリー推進事業)	ヘルプマークやヘルプカードの普及促進を図り、県民の心のバリアフリーを推進する。
障害者虐待防止・権利擁護推進事業	障害者虐待防止法に基づき、関係機関との連携協力体制の整備や人材の養成等、必要な措置を講じることにより、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応及びその後の適切な支援の確保を図る。

2 雇用・就労の促進

(1) 企業等の理解促進

《現状》

- 障害者雇用義務を有する県内企業(対象労働者45.5人以上規模:2,356社)における障害者の実雇用率は、令和2(2020)年6月1日現在で2.25%であり、法定雇用率(2.2%)に達したものの、法定雇用率を達成している企業の割合は49.0%となっています。

また、法定雇用率未達成企業1,201社のうち、障害者を1人も雇用していない企業は703社で、未達成企業全体に占める割合は58.5%となっています。

【表4 障害者雇用義務を有する県内企業の障害者雇用状況(各年6月1日現在)】

項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
企業数 ①=②+③	2,124社	2,150社	2,279社	2,361社	2,356社
雇用率達成企業数 ② (割合) ②/①	1,023社 (48.2%)	1,079社 (50.2%)	1,073社 (47.1%)	1,136社 (48.1%)	1,155社 (49.0%)
雇用率未達成企業数 ③	1,101社	1,071社	1,206社	1,225社	1,201社
雇用障害者数が 0人の企業数 ④ (割合) ④/③	643社 (58.4%)	635社 (59.3%)	681社 (56.5%)	720社 (58.8%)	703社 (58.5%)
雇用障害者数 (雇用率算定用換算人数)	9,482.5人	10,024.0人	10,756.0人	11,118.5人	11,460.5人
実雇用率	1.99%	2.05%	2.16%	2.18%	2.25%

※ 対象企業は平成29(2017)年度までは従業員50人以上規模、平成30(2018)年度以降は従業員45.5人以上規模

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の一部改正により、民間企業の法定雇用率は令和3（2021）年3月1日から2.3%に引き上げられました。

【表5 障害者の法定雇用率の引上げ】

事業主区分	改正前（～令和3.2.28）	改正後（令和3.3.1～）
民間企業	2.2%	2.3%
国、地方公共団体等	2.5%	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4%	2.5%

※ 民間企業については、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が従業員45.5人以上から43.5人以上に変更になります。

- 障害者雇用の促進に向け、企業に対し啓発広報活動を実施しています。
- 平成23（2011）年10月から、県民をはじめ、企業・団体等が「様々な障害特性」、「障害のある方が困っていること」、「配慮の仕方やちょっとした手助けの方法」などについて理解を深め、実施する「あいサポート運動」を、県民運動として実施しています。
- あいサポーター数やあいサポート運動企業・団体数は着実に増加しており、令和2（2020）年に実施した県政世論調査によると、「障害のある人が困っている時に、手助けをしたことがある人の割合」について、平成29（2017）年の61.8%（内閣府調査）から67.0%（県政世論調査）となっています。

【表2 あいサポート運動の取組状況】《再掲》

(単位：人、企業・団体)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
あいサポーター数（累計）	173,167	184,193	203,095	240,176
あいサポートメッセージ養成数（累計）	284	376	447	498
うち就労支援メッセージ養成数（累計）	149	196	220	247
あいサポート運動企業・団体数（累計）	522	611	768	786

### 《課題》

- 障害者雇用義務を有する県内企業の実雇用率は、令和2（2020）年6月1日現在で法定雇用率に達しましたが、今後とも法定雇用率の更なる引上げが見込まれることなどから障害者の雇用に拡大していく必要があります。
- 障害者雇用の進め方やノウハウ等に課題を抱えている企業が多く、障害者の雇用・就労の促進及び職場定着を促進するため、障害者の特性に配慮した受入体制を整備していく必要があります。
- 障害者の雇用・就労及び職場定着を促進するためには、引き続き、企業経営者をはじめ、従業員が障害に対する偏見や無関心を無くすとともに、障害の特性や配慮等についての無理解を起因とした社会的な障壁を除去し、障害者の受入体制を整備していく必要があります。

### 《今後の具体的な取組》

- 障害者雇用に関する啓発資料の作成・配布、新たに優良事例を収集し、雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/shougaisha.html>)への掲載等により県内企業等への広報を行います。
- 障害者雇用企業等見学会を開催し、企業の取組事例の見学等を通じて、ノウハウの伝達を行います。

- 障害者雇用に積極的な企業・事業所の表彰及び取組事例の紹介により雇用の促進を図るとともに、障害者の積極的な雇用について経済団体に要請していきます。
- 企業が障害者を積極的に雇用するためには、企業経営者の理解はもとより、従業員の理解による障害者への配慮や支援が重要であることから、引き続き、企業内でのあいサポート研修を促進するとともに、職場の障害者への相談、支援を行う就労支援メッセージャーを養成し、企業内でのあいサポート運動の普及や障害者の職場定着への取組を支援していきます。

【成果目標・指標】

指 標		現状(令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
②障害者雇用義務を有する県内企業の障害者実雇用率		2.18%	2.3%以上	法定雇用率以上*	法定雇用率以上*
①あいサポートプロジェクトの推進 《再掲》	あいサポーター数(累計)	240,176人	245,000人	247,500人	250,000人
	あいサポートメッセージャー養成数(累計)	498人	643人	687人	730人
	うち就労支援メッセージャー養成数(累計)	247人	321人	343人	364人
	あいサポート運動企業・団体数(累計)	786企業・団体	844企業・団体	872企業・団体	900企業・団体

※令和4(2022)年以降の法定雇用率は、障害者の雇用状況等により算定される。

【関連事業】

関連事業・取組	事業内容
障害者雇用・就業促進事業	障害者に対する就業支援のため、職場適応訓練や障害者合同面接会を実施する。また、県内企業に対する障害者雇用促進のため、啓発冊子の作成、障害者雇用優良事業所の知事表彰及び障害者雇用企業等見学会を実施する。
あいサポートプロジェクト事業 【再掲】	誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指し、あいサポーターやあいサポートメッセージャーの養成研修やあいサポート運動企業・団体の認定を行う。

(2) 就業機会の拡充と雇用促進

《現状》

- 令和元(2019)年度の県内の公共職業安定所における障害者の新規求職申込件数は4,868件で対前年度比6.0%の増加となり、就職件数は2,275件で対前年度比6.0%の減少となっています。

【表6 県内の公共職業安定所を通じた障害者の職業紹介状況】

区 分	(単位：件)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新規求職申込件数	4,198	4,299	4,575	4,592	4,868
就 職 件 数	2,390	2,406	2,461	2,421	2,275

- 障害者雇用義務を有する県内企業(対象労働者45.5人以上規模：2,356社)において雇用されている障害者の人数は毎年増加し、令和2(2020)年6月1日現在では、9,920人となっています。

【表7 障害者雇用義務を有する県内企業の障害者雇用状況(各年6月1日現在)】

区 分	(単位：人)				
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
雇用障害者実人数	8,067	8,594	9,178	9,526	9,920

- 就業機会の拡大及び雇用の促進・維持を図るため、雇用関係施策を実施しています。
  - ・ 障害者と事業主とが参加する合同就職面接会の共催による雇用・就業機会の拡大
  - ・ 職場適応訓練制度の活用による就業機会の拡大・雇用の維持
  - ・ 新たに障害者を常用雇用する等の要件を満たす中小企業に対する資金の融資による雇用促進
- 就職を希望する障害者に就業支援や生活支援を行い、障害者の職業生活における支援を図ることを目的とし、雇用、保健福祉、教育等の関係機関が連携した拠点として、障害者就業・生活支援センターを全ての障害保健福祉圏域に設置・運営しています。

【表8 障害者就業・生活支援センターの取組状況】

(単位：所、人、件)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
センター数	7	7	7	8	8
登録者数	671	740	807	783	800
相談・支援	3,832	4,342	4,929	4,302	4,312
職場実習等あっせん	53	56	55	44	54
就職件数	68	55	64	66	74

※登録者数等は1センター当たり平均

- 就労移行支援事業所を通じた就労実績は低調となっており、事業所数も減少傾向にあります。また、障害者の一般就労後の離職を防止し、職場定着を促進するため、平成30(2018)年度から就労定着支援サービスが導入されましたが、令和2(2020)年4月1日現在の事業所数は22事業所で、事業所のない障害保健福祉圏域もあります。
- 精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病のある方、高齢障害者等、障害の特性に応じた働き方や働く場、就労支援のニーズが多様化しています。また、ICT(情報通信技術)やロボット等の技術革新に加え、ウィズ/アフターコロナ時代の「新しい生活様式」の下、テレワーク等の時間や場所にとらわれない働き方の普及が期待されています。
- 新型コロナウイルス感染拡大期には、供給が不足していた布マスクの増産や販売を強化するなど、地域の人々のニーズに対応する事業所があり、障害のある方が働くことを通じて、地域と関わり、地域を支えています。
- 平成28(2016)年度から、農産物の生産に取り組む就労継続支援事業所へ専門家を派遣し、農業技術の指導・助言等を行うなど、障害者の農業分野への就労を支援しています。  
高齢化等による従事者不足を背景として、地域単位で、個人農家や農園などと就労継続支援事業所による施設外就労が実施されています。

【表9 県内の就労継続支援事業所への農業の専門家の派遣実績】

(単位：所)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業所数	14	16	14

- 物品調達において、障害者多数雇用事業所の受注機会の拡大を図っています。
- 建設工事等及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格認定において、障害者雇用状況の評価の仕組みを導入しています。
- 物品・委託役務競争入札参加資格者名簿において、障害者の雇用状況を確認できるようにしています。



### 《課題》

- 障害者の職場定着に当たっては、障害者の特性を把握、理解した上で、日常的な業務遂行を支援するとともに、当該障害者の勤務状況等に変化があった場合は、迅速かつ的確に対応する必要がありますが、職場定着に課題を抱える者も多く見られること等、働くことを希望する障害者が能力と適性に応じて就業できる状態となっておりません。
- 令和3（2021）年3月1日から、民間企業における障害者の法定雇用率は2.3%に引き上げられ、今後も法定雇用率の引き上げが見込まれることから、障害者就業・生活支援センター等関係機関による支援体制の強化が必要となっています。
- 生活環境の変化や様々な障害の特性に応じるため、障害者からの相談や企業との面談に係る手段の多様化を図り、リモートでの相談方法を充実させる必要があります。
- 県が令和2（2020）年9月に実施した障害福祉サービス事業所等へのアンケート調査によると、就労移行支援事業等（就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型・B型）、就労定着支援事業）の41.7%で利用者の希望と求人のある一般就労先のミスマッチが一般就労への移行が困難な要因としています。
- 障害の程度や特性等により通勤や長時間の継続勤務が難しい障害者もおり、勤務場所や勤務時間等についての柔軟な働き方の導入を進めていく必要があります。  
また、就労継続支援事業においては、通所の困難な障害者の施設外就労の一つとして在宅でのテレワークが認められていますが、実施している事業者が少なく、ノウハウがないことなどから利用が進んでいません。
- 農産物を生産する就労継続支援B型事業所では、栽培方法・品質向上等に係る知識の習得が図られつつある一方、安定的な生産や販路の確保・拡大につながっていません。また、地域単位では、個人農家や農園などとのマッチングによる施設外就労は行われていますが、通年での作業となっておらず、習得技術を活かせる場や期間が限定されています。

### 《今後の具体的な取組》

- 就業機会の拡大及び雇用の促進・維持を図るため、引き続き雇用関係施策を推進します。
- 障害者の一般就労を促進するため、障害者の就労ニーズや、就労に伴う課題を把握するとともに、効果的な対策の検討や優良事例等の情報発信を行い、関係機関、民間企業等との連携による支援、取組の促進に努めます。
- 各障害者就業・生活支援センターの会議やセンター全体の連絡会議等を通して、圏域内外の連携を図り、就労支援ネットワークにおける効果的な活動事例や企業情報の共有を促進するとともに、センターによる支援体制の整備を図ります。
- 各障害者就業・生活支援センターにおいて、障害者からの相談や定期的な支援を遠隔でできるよう、リモート環境の整備を継続して行います。
- 障害の特性を理解した上で障害者雇用を開始するなど、経営者、従業員の意識の向上、改革を図る必要があることから、企業内でのあいサポート研修を促進するとともに、職場の障害者への相談、支援を行う就労支援メッセンジャーを養成します。
- 障害者の一般就労を支援する就労移行支援サービスの提供体制の確保や、就労定着支援サービスの事業者参入に努めるとともに、障害福祉サービス利用期限の3年を見据え、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、利用者の職場定着へ向けた継続的支援を図ります。
- 障害者の希望や能力、障害特性等に応じて活躍できる環境を整備するため、就労継続支援事業所へ経営コンサルタントを派遣し、ICTの活用を含む経営改善を支援するとともに、その好事例を普及するなどして、在宅勤務など多様な働き方の選択肢の拡大を図ります。
- 農業の専門家を就労継続支援B型事業所へ派遣し、農産物の生産、加工、販売までの営農指導・技術指導や農福連携マルシェを開催するとともに、農業経営者とのマッチングにより、農業分野での施設外就労の場を確保し、障害者の就農の促進を図ります。

- 物品調達において、障害者多数雇用事業者の受注機会の拡大に努めます。
- 建設工事等及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格認定において、引き続き、障害者雇用状況の評価を行います。
- 引き続き、物品・委託役務競争入札参加資格審査において、障害者の雇用状況の確認を行うとともに、物品調達における障害者就労施設への優先発注を推進します。

【成果目標・指標】

福祉施設利用者の一般就労移行者数			
成果目標		現状 (令和元年度)	目標 (令和5年度)
1年間に福祉施設*を退所して一般就労した者の数【A】		459人	591人 (1.29倍)
Aのうち、就労移行支援事業利用者数		234人	310人 (1.32倍)
Aのうち、就労継続支援A型事業利用者数		78人	106人 (1.36倍)
Aのうち、就労継続支援B型事業利用者数		101人	127人 (1.26倍)
福祉施設を退所して一般就労に移行した者のうち、就労定着支援事業利用者の割合			72%
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所数	全事業所	22事業所	45事業所
	8割以上の事業所	16事業所 (72.7%)	35事業所 (77.8%)

\*当該目標に係る福祉施設の範囲：就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、生活介護及び自立訓練（機能訓練・生活訓練）

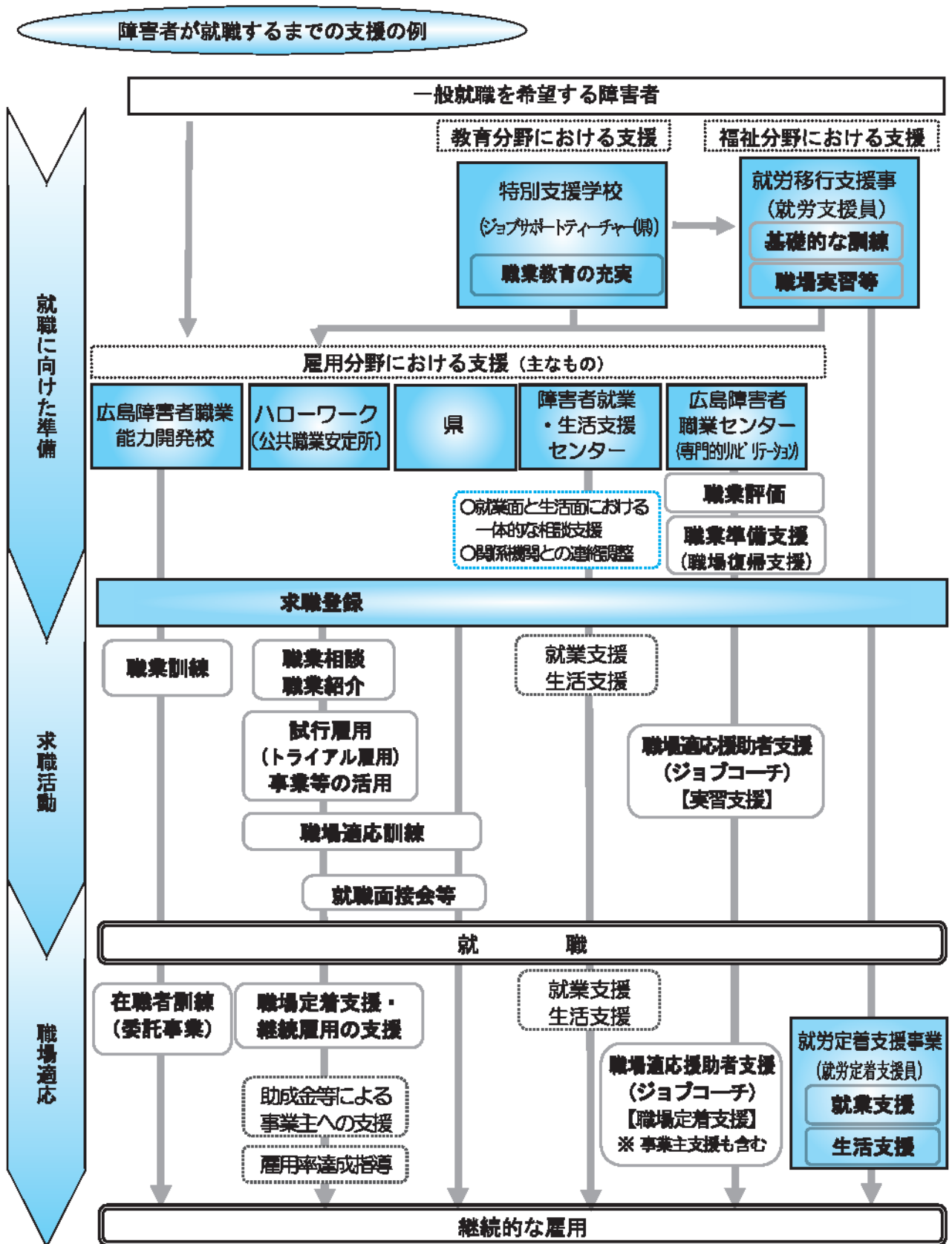
指標		現状(令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
③障害者就業・生活支援センターの取組*	登録者数	800人	882人	926人	972人
	相談・支援	4,312件	4,486件	4,575件	4,666件
	職場実習等あっせん	54件	56件	58件	60件
	就職件数	74件	81件	85件	89件

\*登録者数等は1センター当たり平均

【関連事業】

関連事業・取組	事業内容
障害者経済的自立支援事業 （専門家アドバイザー派遣事業） （事業所製品のブランディング事業） （受発注マッチング機能・ふれ愛プラザ運営の強化事業） （農業分野における新たな就労確保事業）	障害者の工賃向上のため、事業所への専門家派遣、製品のPR、共同受注窓口の運営、「ふれ愛プラザ」の運営支援、農業と福祉が連携した取組等を行う。
障害者就業・生活支援センター運営事業	支援を必要とする障害者に対して、生活支援担当職員が家庭及び職場等を訪問し、就業及び職場定着これに伴う日常生活に必要な支援を行う。

【図1】



## (3) 工賃向上のための取組

## ◀現状▶

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)において、国、地方公共団体等は、障害者就労施設等の受注の拡大を図るため、優先的に物品等を調達することや受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならないとされています。
- 障害者優先調達推進法に基づき、平成25(2013)年度から毎年度、広島県優先調達方針を作成し、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の一層の推進に取り組んでいます。  
また、優先発注制度の適用範囲について、平成26(2014)年度から障害者就労施設等が製作している物品全てに対象を拡大しています。

【表10 優先調達実績額】

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
優先調達実績額	32,858	42,623	44,063

※ 実績額の内訳については、県ホームページの「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進について」に掲載  
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/yuusentyoutatusuisinhou.html>

- 就労継続支援B型事業所は、独自の受託元や販売先を確保し、事業所運営に努めていますが、単独の事業所での受注量増加や販路拡大には限界があり、事業者相互の連携が必要となっています。
- このため、平成24(2012)年度から、県内の関係事業所を対象に、広島県就労振興センターによる共同受注窓口を整備し、事業所で行っている生産活動や役務等について官公庁や企業等へ情報提供を行うとともに、受発注のマッチングを行うことで、事業所の受注確保・販路開拓の支援を行っています。

【表11 共同受注実績】

(単位：件、円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件数	57	103	193
金額	3,926,468	5,275,431	8,993,312

- 農作業における工賃は、作業内容によって大きな差があるほか、障害の特性も配慮しながら、利用者にあった就労環境を整える必要があることから、軽作業が多く、内容によって、工賃が伸び悩むことも生じています。
- 就労継続支援B型事業所の工賃向上のため、事業所職員のスキルアップ研修等を実施してきましたが、広島県の月額平均工賃は、令和元(2019)年度実績で17,168円となっており、工賃を収入として、障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害基礎年金等による収入を合わせても、その額は十分ではありません。

【表12 平均工賃の目標額と実績額】

(単位：円)

区分	第2期工賃向上に向けた取組			第3期工賃向上に向けた取組			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
平均月額 工賃	目標	16,500	18,700	17,500	16,500	17,000	17,500
	実績	15,939	15,892	16,038	16,754	17,168	—
伸び率 (前年度比)	101.9%	99.7%	100.9%	104.5%	102.5%	—	

- 広島市と連携し、就労継続支援事業所等の製品を販売している「ふれ愛プラザ」の運営を支援しています。

【表 13 ふれ愛プラザの売上額】

(単位：千円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
総売上額	22,906	22,920	24,159	22,685	23,877
うち店舗売上額	10,512	10,179	9,315	9,569	9,765

### 《課題》

- 障害者就労施設等からの優先調達を一層推進するためには、県が発注する物品等と障害者就労施設等が製造する製品とのニーズのズレを改善・解消するとともに、県の各部局が率先して優先発注に取り組むなど優先調達の推進に取り組む体制とする必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、障害者就労施設等への企業からの発注が減少し、障害者の賃金・工賃の減少とともに運営にも支障が生じています。
- 各事業所は、提供可能な製品やサービス情報の周知・広報を積極的に行うとともに、企業、官公庁等への営業活動に取り組み、更なる販路拡大を図る必要があります。
- 共同受注窓口は、更なる受注確保、販路拡大を行うため、企業、官公庁等のニーズを把握し、ニーズに即した商品開発やサービス提供などを提案、調整するなど、事業所への支援機能を強化する必要があります。
- 地域単位で、個人農家や農園などと就労継続支援B型事業所による施設外就労は行われているものの、農業の特性から通年での作業とならないため、安定的な就労が見込めず工賃の向上につながっていません。
- 一人暮らしの障害者が1か月に必要な生活経費を約10万円とし、障害の程度に応じて一定額の障害基礎年金の支給を受けると試算した場合、生活経費として不足する約35,000円を自らの就労による工賃で賄う必要があるため、一層の工賃向上に取り組む必要があります。
- 「ふれ愛プラザ」の売上額は伸び悩んでおり、新規顧客やリピート購入者の獲得へ繋げるための具体的な取組を行うなど、運営主体である広島県就労振興センターの取組を充実強化するとともに、障害者や就労継続支援事業所等を取り巻く環境の変化を踏まえながら、「ふれ愛プラザ」の役割・運営を支援する必要があります。

### 《今後の具体的な取組》

- 就労継続支援B型事業所が作成した事業所工賃向上計画について、個別支援計画と連動して的確なPDCAサイクルが実施できるよう取組を進めます。
- 第3期の工賃向上計画である「広島県工賃向上に向けた取組」（計画期間：平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）について、事業所の工賃分析や取組のPDCAサイクルを踏まえ、第4期の工賃向上計画（計画期間：令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）を作成し、就労継続支援事業所等の取組を支援していきます。
- 優先調達方針に基づき、庁内外の部局、市町、独立行政法人への周知とともに、より一層の執行体制の改善に努め、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図ります。
- 各就労継続支援B型事業所が抱える課題の有効な解決及び工賃向上に繋げるため、専門家による直接指導及び助言を通じて、自ら取組を検証し工夫する意識の醸成を支援します。
- 事業所の活動や製品について、情報発信の強化等により、製品の認知度の向上・価値づくりに取り組むとともに、受注及び販路の拡大を図ります。

- 広島県就労振興センターに統括ディレクターを配置し、共同受注窓口の活用を促す取り組みとして、事業所等の生産活動と企業、官公庁等との調整やマスコミを活用した積極的な広報活動による認知度の向上など、営業・受注機会の拡大を図るとともに、ホームページの効果的な活用などにより、多くの企業、官公庁等に目にとまりやすく、分かりやすい方法で情報提供等を行い、単独事業所では対応が困難な大口の受注等の確保や販路開拓の支援を行います。
- 農業の専門家を就労継続支援B型事業所へ派遣し、農産物の生産、加工、販売までの営農指導・技術指導を行い、生産物の品質や生産量の向上を図るとともに、農福連携商談会や販売会を開催し、販路の拡大による工賃の向上を支援していきます。
- 農業経営者等とのマッチングを行い、農業分野での施設外就労を通じた障害者の就労の場を確保し、また、通年に渡る安定的な作業の情報収集を積極的に行い、地域の活性化とともに工賃の向上を図ります。
- 障害者就労施設等から積極的に物品を購入している企業・団体について、「あいサポート企業・団体」として認定するとともに、模範となる企業・団体について表彰を行い、企業・団体から物品調達の促進を図ります。
- 「ふれ愛プラザ」における、イベント出展等多くの人々が事業所製品を目にする場・機会の設定や消費者視点での商品企画・開発を行うとともに、事業所への消費者ニーズのフィードバック、それを基にした品質向上等の取組を支援します。また、新たな販売先の確保や売上の増加に繋げるため、「ふれ愛プラザ」と企業・団体等との連携促進を支援します。

## 【成果目標・指標】

指 標	現状(令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
④障害者優先調達額	44,063 千円	45,000 千円	45,500 千円	46,000 千円

## 【関連事業】

関連事業・取組	事業内容
障害者経済的自立支援事業【再掲】 (専門家アドバイザー派遣事業) (事業所製品のブランディング事業) (受発注マッチング機能・ふれ愛プラザ運営の強化事業) (農業分野における新たな就労確保事業)	障害者の工賃向上のため、事業所への専門家派遣、製品のPR、共同受注窓口の運営、「ふれ愛プラザ」の運営支援、農業と福祉が連携した取組等を行う。

## (4) 職業能力開発の充実（広島障害者職業能力開発校の現状等）

## 《現状》

- それぞれの障害者の態様に応じた訓練内容や受入体制の整備について、国と連携しながら検討しています。
- 平成 24 (2012) 年度から発達障害、高次脳機能障害及び精神障害の方を対象とした事務実務科を新設し、職業訓練の更なる充実を図っており、また、平成 25 (2013) 年度からは重度視覚障害者を対象とした訓練科を設置しています。
- 平成 29 (2017) 年度から、総合実務科に発達障害の方を対象とした「チャレンジコース」を新設し、就業に必要な社会生活技能などの習得支援を行っています。
- 令和元 (2019) 年度は、施設内訓練の定員充足率が、入校辞退を含めた合格者ベースで、84.8パーセント、委託訓練の定員充足率が、84.4パーセントとなっています。

### ■広島障害者職業能力開発校

広島障害者職業能力開発校は、障害者が様々な職業についての知識や専門的な技術、技能を習得するために、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づいて、国が設置し、広島県が委託を受けて運営する職業能力開発施設で、広島市南区に設置されています。

CAD技術科、情報システム科、Webデザイン科、OA事務科などの訓練科目が設けられています。

【表14 広島障害者職業能力開発校の定員数（令和元（2019）年）】

訓練科名	CAD技術科	情報システム科	WEBデザイン科	OA事務科	事務実務科	総合実務科	チャレンジコース (総合実務科)	計
訓練期間	2年	2年	2年	1年	1年	1年	6か月	—
定員	30	20	20	20	10	30	5×2回	140

【表15 障害者委託訓練定員の推移】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
定員	154	136	132	118	117

### 《課題》

- 障害者の法定雇用率遵守に向け企業の障害者雇用が促進しつつある中で、訓練対象とする障害の態様が主な要因となり定員充足が低迷する訓練科がある一方で、精神障害者等の求職者数が増加しており、引き続き多様な障害・疾病特性に応じた対応が必要となっています。

### 《今後の具体的な取組》

- 広島障害者職業能力開発校が中国・四国地域における障害者のための職業訓練の中核施設としてその機能を発揮し、職業能力開発を必要とする障害者に適切な訓練機会を提供できるよう、ホームページによる情報の提供やオープンスクールの開催など効果的かつ積極的な広報活動に努めます。
- 引き続き、機械設計製図、情報処理、事務、販売・流通・物流に関する実務など、様々な職種に対応した人材の育成に努めます。
- 就職に至らない比較的重度の障害者等の就職率の向上を図るため、在宅で受講可能なeラーニングを利用した訓練の実施等障害の態様に配慮したきめ細かな職業訓練を行い、能力・適正に応じた職業能力の習得支援に努めます。
- 企業訪問や訓練生の企業実習の受入れを通じて、県内の企業や業界団体との連携を強化することで訓練生の就職に向けた取組を支援します。

### 【成果目標・指標】

指標	現状(令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
⑤福祉施設利用者から一般就労に移行する障害者に対する職業訓練修了者数	11人	6人	6人	6人	
⑥広島障害者職業能力開発校の就職率	就職率（施設内訓練修了者）	89.6%	80.0%	80.0%	80.0%
	就職率（障害者委託訓練修了者）	40.8%	55.0%	55.0%	55.0%

## 【関連事業】

関連事業・取組	事業内容
訓練手当	公共職業能力開発施設等で職業訓練を受講する者（障害者・母子家庭の母等の就職困難者）に対して、訓練手当を支給する。
障害者就職支援事業	雇用・就業を希望する障害者に対して、個々の障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した訓練を民間教育訓練機関等に委託して実施する。
障害者職業訓練講師事業	広島障害者職業能力開発校に日額講師や時間講師、介護訓練囃託員、手話通訳囃託員、精神保健福祉士囃託員、障害者就労支援囃託員を配置する。
障害者職業能力開発校費	主に中国四国地方の就業を希望する障害者を対象に、個々の障害者の能力や適性に合った訓練を広島障害者職業能力開発校（国立県営）において実施する。

## 3 情報の保障の強化

## (1) 情報/バリアフリー化の推進

## 《現状》

- 障害者が障害の特性に応じた手段により情報を円滑に取得、利用等するため、意思表示やコミュニケーションツールとしてのパソコン、タブレット等のICTの使用を支援できる人材の育成・確保や派遣等を行うとともに、円滑な利用の促進を図るため、ICTに関する相談窓口を設置し、各種セミナー等を実施しています。

【表 16 広島県障害者ITサポートセンター事業実施状況（令和元（2019）年度）】

(単位：件、人)

項目	実績	障害種別内訳			
		肢体不自由	視覚障害	知的障害	その他
相談件数	62	0	46	0	16
パソコン講習会受講者数	29	10	3	6	10
タブレット体験会受講者数	32	9	5	15	3

- 県立視覚障害者情報センターでは、主に点字刊行物、視覚障害者用の録音物等の貸出し・閲覧、点訳・音訳率社員等の養成を行っています。また、利用者ニーズの変化に対応するため、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」におけるダウンロード等、インターネットによる図書利用の促進や、点字・録音に次ぐ情報形態として「デイジー図書」等の蔵書の充実を図っています。

【表 17 県立視覚障害者情報センターの蔵書状況（令和2（2020）年3月末現在）】

(単位：冊)

区分	タイトル数
点字図書	11,300
カセットテープ図書	11,991
デイジー図書	10,009



- また、広島県聴覚障害者センターでは、手話・字幕入りビデオ、DVD の製作・貸出、情報機器などの貸出、ホームページや広報誌による情報提供や相談対応など、聴覚障害者の自立と社会参加を支援しています。

【表 18 広島県聴覚障害者センター利用者数】

(単位：人)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	12,623	15,140	17,337

### 《課題》

- パソコンやタブレットの普及が進み、基礎的なものから障害特性に応じたアプリケーションの活用など障害者 IT サポートセンター設置当初と比較すると、初歩的な相談は減少し、相談内容は多様化しています。  
また、パソコンやタブレットの利活用に関する相談や講習会等への参加者は、毎年一定数おり、潜在的なニーズが各地にあります。
- 重度身体障害者の意思疎通のための ICT の活用を促進し、より正確かつ積極的に意思表示ができ、円滑なコミュニケーションを実現するため、重度身体障害者にも ICT を普及していく必要があります。
- 視覚障害者等は、その障害の特性により、点字刊行物等、情報の入手方法が限られています。依然として、点字や音訳等で提供される情報は少ない状況にあります。
- 聴覚障害者センターでは、利用者のニーズに応じたきめ細かいサービスを提供するため、ボランティアの協力が求められています。また、聴覚障害者の障害特性に適した様々なコミュニケーション手段の情報発信、相談機能（聞こえに関する相談等）の充実を図り、様々な聴覚障害のニーズに応じたサービス提供が求められています。
- ICT が進展、浸透しつつあるなか、タブレット等を用いた遠隔による手話通訳サービスの実施等による聴覚障害者への情報保障が求められています。

### 《今後の具体的な取組》

- 県内の障害者における ICT の利活用に関するニーズを掘り起こし、ニーズに合った講習会や相談支援等を実施するなど情報格差の解消を図り、障害者自ら ICT の習得・利活用が行えるよう支援します。
- ICT を活用したコミュニケーションの活性化を図るため、重度身体障害者等の意思表示を容易にする ICT の利活用を支援するサポーターを養成します。
- 引き続き、点訳・音訳・デイジー編集等のボランティアの育成を図り、障害者が利用しやすい図書等の製作・充実に取り組むとともに、年々利用が拡大している「サピエ図書館」の更なる活用の促進等、障害の特性や希望に応じた情報提供の強化を図ります。また、令和元（2019）年施行の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第 49 号）を踏まえ、県立視覚障害者情報センターと公共図書館との連携強化により、障害者の読書環境の向上に取り組みます。
- 広島県聴覚障害者センターについては、聴覚障害者の障害特性やニーズに応じたイベント、相談対応の充実を図るとともに、県民と聴覚障害者との交流促進を図り、ボランティアの育成等による施設機能の向上に努めます。
- また、タブレット等を用いた遠隔による手話通訳サービスの提供体制の整備に努めます。

## 【成果目標・指標】

指 標		現状(令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑦広島県障害者IT サポートセンター	相談件数	62件	70件	75件	80件
	ICTサポーター数	0人	30人	60人	90人
⑧視覚障害者情報センター貸出図書タイトル 件数(ダウンロード件数を含む。)		62,366件	66,200件	66,400件	66,600件
⑨広島県聴覚障害者センター利用者数		17,337人	12,700人	13,100人	13,500人

## 【関連事業】

関連事業・取組	事業内容
視覚障害者情報センター運営委託費	県内の視覚障害者に対し、点字刊行物及び視覚障害者用録音物の貸出などの情報提供サービスや、音訳奉仕員養成等の事業を実施する。
広島県聴覚障害者センター運営事業	聴覚障害者のための情報・意思疎通支援の拠点施設として、聴覚障害者用の録画物等の製作・貸出、手話通訳者等の養成・派遣、相談、交流事業等を実施する。

## (2) 意思疎通支援の充実

## 《現状》

- 聴覚障害者の意思疎通支援については、市町において手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、県では、市町内の登録通訳者等で対応できない場合や市外・県外派遣に対応するために、派遣ネットワーク事業を実施しています。
- 視覚と聴覚の両方に障害のある方の意思疎通支援や移動を支援する盲ろう者向け通訳・介助員の派遣や、脳卒中等の後遺症により失語症となった方の意思疎通を支援する失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣を行っています。

【表19 意思疎通支援者の派遣実績】

(単位：件)

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
手話通訳者派遣件数	170	186	228
要約筆記者派遣件数	70	93	75
盲ろう者向け通訳・介助員派遣件数	1,863	1,580	1,482
失語症者向け意思疎通支援者派遣件数*	—	—	24

\*失語症者向け意思疎通支援者の派遣については、令和元(2019)年度から実施

## 《課題》

- 県と市町の役割分担に沿って効果的・安定的に県内全ての地域で意思疎通支援者の養成及び派遣事業を実施する必要があります。

【表20 意思疎通支援に係る県と市町の役割】

区分	実施主体	手話通訳	要約筆記	触手話及び指点字	失語症者向け意思疎通支援
養成	市町 【支援者の養成】	手話奉仕員の養成	要約筆記奉仕員の養成	—	奉仕員等の意思疎通支援者の養成
	県・指定都市・中核市 【専門性の高い支援者の養成】	手話通訳者の養成	要約筆記者の養成	盲ろう者向け通訳・介助員の養成	失語症者向け意思疎通支援者の養成
派遣	市町 【支援者の派遣】	手話通訳者の派遣	要約筆記者の派遣	—	奉仕員等の意思疎通支援者の派遣
	県・指定都市・中核市 【専門性の高い支援者の派遣】	・複数市町の住民が参加する障害者団体の会議、研修、講演等への派遣 ・市町が派遣できない場合の派遣（県）		盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	失語症者向け意思疎通支援者の派遣
連絡調整	県 【派遣に係る市町相互間の連絡調整】	A市在住の者が、B市に出向く場合などにおいて、県が両市間の派遣調整を行うことなどを想定		—	—

- ろう、中途失聴・難聴、盲ろう、失語症など障害種別ごとの特性やニーズに配慮した支援を充実する必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 県内全ての地域で派遣事業が安定的に実施できるよう、人材の養成・確保に努めるとともに、関係団体と連携し、派遣事業を円滑に実施します。
- 障害特性に応じた多様な意思疎通支援が可能となるよう、ろう、中途失聴・難聴、盲ろう、失語症など障害種別ごとの特性やニーズに配慮した支援体制の整備に努めます。

【成果目標・指標】

指 標		現状(令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑩ 意思疎通支援者の人材養成・確保	手話通訳者養成講座修了者数	84人	72人	72人	72人
	要約筆記者養成講座修了者数	39人	47人	47人	47人
	盲ろう者向け通訳・介助員養成講座修了者数	7人	11人	11人	11人
	失語症者向け意思疎通支援者養成講座修了者数	21人	21人	21人	21人

【関連事業】

関連事業・取組	事業内容
市町地域生活支援事業	障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町が実施する地域生活支援事業に対し、補助を行う。
障害者社会参加推進事業	障害者が社会の構成員として地域の中で共生し、社会参加を通じて生活の質的向上が図れるよう、必要な社会参加推進施策を実施する。

## 4 スポーツ・文化芸術活動の推進

## (1) 障害者スポーツの推進

## 《現状》

- 障害者スポーツは、障害者の機能回復、健康の保持・増進及び社会参加の促進に大きく寄与しており、これまで様々な競技の大会開催への支援や、全国障害者スポーツ大会への派遣など、障害者の社会参加を促進する事業に取り組んでいます。
- また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催をはじめとする障害者スポーツの国際大会や全国大会の開催により、近年、障害者スポーツに関する関心が高まっています。
- 平成 28（2016）年1月に、県の障害者スポーツを統括する団体として、広島県障害者スポーツ協会（「以下、県障害者スポーツ協会」という。）を設立（平成 30（2018）年4月に一般社団法人化）し、「裾野を拡げる」取組から、選手の「競技力の向上」を目指す取組まで幅広い取組への支援を通じて、県民が障害者スポーツに親しめる環境づくりを行っています。
- また、平成 28（2016）年 10 月に、国立大学法人広島大学や県障害者スポーツ協会等の4者で締結した協定に基づき、広島大学病院スポーツ医科学センターと連携して、強化指定選手に対するメディカルチェックの実施や強化プログラムの作成等を行っています。

【表 21 一般社団法人広島県障害者スポーツ協会の取組】

区分	内容
普及啓発・広報	パラアスリートによる講演会や各種障害者スポーツ体験会の開催、広報誌の発行、障害者スポーツ用品の貸出、ホームページによる情報発信等
選手の育成・強化等	平成 28（2016）年 10 月締結の障害者スポーツ分野における4者協定（※）に基づき、広島大学病院スポーツ医科学センターと連携した、強化指定選手に対するメディカルチェックの実施や強化プログラムの作成、「障がい者スポーツ指導員」の養成、優秀選手等の表彰 等

※国立大学法人広島大学、県障害者スポーツ協会、特定非営利活動法人 STAND 及び広島県の障害者スポーツ分野における連携協力に関する協定

【表 22 「障がい者スポーツ指導員」養成者数の推移】

(単位：人)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	R 元年度
「障がい者スポーツ指導員」養成者数（初級、中級）（累計）	598	697	745

## 《課題》

- パラスポーツにおいては、「裾野の拡大」から「競技力の向上」まで取り組んでいるものの、全国に比べ取組が遅れており、パラスポーツについての県民の認知の向上は十分ではありません。
- 東京パラリンピック競技大会をはじめとする障害者スポーツの大会に向けた選手の育成・強化に向け、障害特性を考慮したメディカルサポートの強化、アスリート育成に必要な指導者の養成、競技団体の活動支援等の取組を強化していく必要があります。
- 本県の障害者スポーツの振興を図るには、一般スポーツ部門からの支援や協力が必要であり、一般スポーツ団体と連携した推進体制を整備する必要があります。  
また、障害者スポーツ活動が県内各地において展開されるためには、各市町レベルでの取組が必要です。

## 《今後の具体的な取組》

- 県が開催する障害者スポーツ大会や教室の開催等を継続して実施するとともに、障害者スポーツ団体などが実施するスポーツイベントの後援などにより、スポーツへの参加機会の拡大を図ります。
- 一般スポーツと障害者スポーツとの連携を強化するため、一般の公認スポーツ指導者に対して「障がい者スポーツ指導員」養成講習会の受講を働きかけるなど、健常者・障害者の区別なくスポーツができる環境づくりを図ります。

- 年齢や性別、障害の有無等を問わず誰もが参画できるパラスポーツの認知を高め、スポーツに触れる場や機会を地域に広く展開することで、全国的に下位になっている高齢者の健康寿命の延伸や障害者の社会参画につなげるとともに、多様性が尊重される社会の実現に向けて機運の醸成を図ります。

【成果目標・指標】

指 標	現状(平成30年度)*	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①全国障害者スポーツ大会メダル獲得率(個人競技)	62.3%	62.3%	62.3%	62.3%

\*全国障害者スポーツ大会について、令和元(2019)年度は台風のため中止、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、開催延期(令和2年度(2020)の大会中止)

【関連事業】

関連事業・取組	事業内容
パラスポーツ推進事業 (障害者スポーツの推進)	全ての県民が障害の有無に関わらず障害者スポーツに親しむとともに、障害者がスポーツ活動を通じて健康の保持・増進や地域社会との交流による社会参加に努め、また、競技性の向上に取り組むことができるよう、障害者スポーツの振興を図り、もって活力ある共生社会の実現を目指すことを目的とする。

(2) 文化芸術・余暇活動の充実

《現状》

- 「けんみん文化祭」を市町と連携して毎年開催し、県民の発表、活動、鑑賞、交流を通して喜びと感動を分かち合うことのできる場を提供するとともに、文化情報を発信しています。
- 障害者団体が行う文化活動について、県立文化施設利用料金の減免措置を講じ、障害者による積極的な利用を促しています。
- 障害者が絵画、音楽などの芸術文化活動を行うことは、県民の障害者に対する理解の促進と、障害者自身の健康維持・増進や自立と社会参加の促進に大きな役割を担っています。
- 平成24(2012)年度以降毎年、障害者が創作した芸術作品を展示する「あいサポートアート展」を開催するとともに、平成29(2017)年度から、音楽、ダンス等の舞台芸術を発表する「あいサポートふれあいコンサート」を開催しています。

■あいサポートアート展

共生社会の実現に向けて、障害のある方の芸術文化活動を応援し、障害のある方への県民の理解を深めることを目的として、広島県内に、在住、在勤、在学、通所している障害のある方が、制作した絵画、書道、立体造形、手芸、陶芸等の美術作品展を平成24(2012)年度から実施しています。

令和2(2020)年度は、広島県立美術館及びふくやま美術館において、370点の作品を展示しました。

【表23 あいサポートアート展来場者数】

(単位：人)

項 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
あいサポートアート展への来場者数	2,160	2,511	2,572	2,586	2,641

- また、平成 28 (2016) 年度には、相談支援や人材育成等により障害者の芸術活動を支援する、「広島県アートサポートセンター」を設置し、芸術に関するセミナーや、障害者芸術を支援する方々に向けたワークショップを開催するほか、指導者派遣等も実施しています。
- 障害者アートの魅力を多くの方に知っていただくため、あいサポートアート展入選作品とコラボレーションした県民手帳を県内の書店、大型商業施設、ホームセンター、道の駅、コンビニのほか、東京ブランドショップ「TAU」で販売するなど、雑貨・文具の商品化への取組を支援しています。

#### 《課題》

- 「けんみん文化祭」について、新規の参加者及び入場者の獲得が進んでおらず、出演者及び入場者の固定化が進む懸念があります。
- 県立文化施設利用料金の減免措置の対象となる障害者団体の利用が進んでいません。
- 障害者の芸術作品への評価の高まりが見られる中、障害者の経済的自立の面からも効果的であるため、芸術作品の販売やその二次利用による商品化等が進んでいるところですが、契約や利用・保管等、明確な権利保護の下、こうした取組を進めて行く必要があります。
- 文化・芸術については、障害のある人もない人も誰もが等しく芸術文化活動を楽しむ環境づくりを、より一層推進する必要があります。
- 障害者の中には、日頃から芸術文化活動に取り組んでいる人も多く、優れた感性や能力を持っているながら、広く県民に知られていません。

#### 《今後の具体的な取組》

- 障害の有無にかかわらず、県民誰もが文化芸術に親しみやすい環境づくりを推進し、文化芸術による交流の場を通して支え合う関係を培うとともに、文化芸術活動に関する情報を幅広く発信していきます。
- 県立文化施設において、障害のある人もない人も、誰もが利用しやすい施設になるよう整備を行っていきます。
- 障害者文化芸術活動の普及と芸術家の育成を図るため、身近な地域で文化芸術活動を行う環境を整備する「裾野を拡げる」という視点や、芸術性の高い作品を評価・発掘し、県内外に発信する「優れた才能を伸ばす」という視点から文化芸術の振興を図ります。  
また、障害者の芸術活動への参加を通じて、生活を豊かにするとともに、県民の障害者への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加を促進します。
- 県内の障害者文化芸術振興の総合的な支援拠点「広島県アートサポートセンター」における普及啓発、人材育成、相談支援、指導者派遣等の取組を通じ、活動基盤の充実・強化を図るとともに、障害福祉サービス事業所等の利用者だけでなく、地域で暮らす障害者の立場に立った文化・芸術活動に関する幅広い情報提供等を行っていきます。
- 障害者の芸術作品を公募し、展示する「あいサポートアート展」について、県内複数の市町での開催、市町巡回展示など、芸術性の高い作品の評価・発掘、県内外への情報発信を行い、全国規模で活躍できる芸術家を育成する取組を進めます。  
また、音楽、演劇、ダンス等「舞台芸術」の分野の振興を図るため、「あいサポートふれあいコンサート」を開催し、優れた舞台芸術者を輩出する体制整備を支援します。
- 障害者の芸術作品の商品化について、明確な権利保護の下、商品化の取組を促進します。

## 【成果目標・指標】

指 標		現状(令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑫障害者文化芸術活動振興関係	あいサポートアート展への来場者数	2,586 人	3,140 人	3,270 人	3,400 人
	広島県アートサポートセンター相談、指導者等派遣件数	243 件	265 件	290 件	315 件

## 【関連事業】

関連事業・取組	事業内容
パラムーブメント推進事業 (障害者文化芸術の振興)	障害者文化芸術活動に係る普及啓発、創作活動支援等を実施し活動基盤の充実・強化を図るとともに、あいサポートアート展やあいサポートふれあいコンサートの実施により発表の機会を確保し、もって共生社会の実現に寄与する。

## II 保健、医療の充実

### 1 保健・医療提供体制の充実

#### (1) 保健活動の推進

##### 《現状》

###### 〔精神保健〕

- 令和元（2019）年「国民生活基礎調査（厚生労働省）」によると、本県の日常生活において悩みやストレスを抱えている人の割合は、48.4%で、気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている人の割合は9.9%（20歳以上）となり、精神疾患の発症予防や早期発見のため、専門医や保健師等による相談や訪問指導を実施しています。

【表24 専門医や精神保健福祉相談員による相談・訪問指導実施状況（平成30（2018）年度）】

区 分	実人員	人口10万人当たり	(単位：人)
			全国平均
精神保健福祉相談等の被指導実人員	19,080	670.9	352.6
総合精神保健福祉センターにおける相談実人員	557	19.6	18.7
保健所、市町等が実施した精神保健福祉訪問指導人員	4,442	156.2	110.9

###### 〔歯科保健〕

- 障害児（者）は、日常の口腔管理や歯科治療が困難な場合も多く、口腔内の状態が悪化しやすい傾向にあります。障害者支援施設等は、運営に関する基準で、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならないとされています。
- 本県が平成28（2016）年度に、広島県内の障害福祉サービス（日中活動）事業所、グループホーム及び障害者支援施設を対象に行った調査によると、協力歯科医療機関を設置している施設の割合は39.0%です。また、1年に1回以上と、定期的に利用者に対する歯科健診を実施している施設の割合は、23.8%と低い状況です。

##### 《課題》

###### 〔精神保健〕

- 社会情勢の変化により悩みやストレスを抱える人が増加することも予測され、県民のメンタルヘルスへの影響が懸念されます。
- 中高年齢層のひきこもりについては、就労が困難で自立した生活が難しく生活困窮者自立支援対策との連携が必要です。

###### 〔歯科保健〕

- 障害児（者）が適切な歯科保健医療を受けられる環境整備が必要です。

##### 《今後の具体的な取組》

###### 〔精神保健〕

- 市町、保健所、県立総合精神保健福祉センターなど地域における関係機関において相談指導の充実を図ります。
- 平成24（2012）年9月から開設しているひきこもり相談支援センターの相談支援機能の充実を図ります。
- こころの健康に関する正しい知識の普及啓発を推進するとともに、保健所・市町でこころの悩みに関する相談が受けられる体制を拡充し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを通じて地域の見守りや支え合いの仕組みづくりを強化します。



- 精神保健福祉の総合的な技術拠点である総合精神保健福祉センターにおいて、保健所・市町及び関係機関に対する技術指導・援助及び研修等の支援を行うとともに、薬物・アルコール依存症などの新たなニーズに対する相談指導の充実を図ります。
- 「広島いのちの電話」や「こころの電話」などの専門相談機関との連携による相談体制の充実を図ります。

〔歯科保健〕

- 障害者支援施設等における協力歯科医療機関設置の働きかけや、施設職員及び障害児（者）の家族への口腔管理等に関する研修・啓発等の実施により、障害児（者）についての歯科保健意識を高め、施設等での自発的かつ定期的な歯科健診の実施につなげます。
- 障害児（者）の専門的な治療機能及び教育機能を有する広島口腔保健センターを活用し、専門的治療及び歯科疾患予防のための口腔ケアが実施できる歯科医師・歯科衛生士の養成研修等を行い、障害児（者）に対応可能な歯科医療機関の整備を進めます。

【関連事業】

関連事業・取組	事業内容
精神保健活動事業	保健所において地域住民の精神的健康の保持増進に係る諸活動を実施する。
総合精神保健福祉センター事業	精神保健福祉に関する技術的中核機関である総合精神保健福祉センターを運営する。
ひきこもり等対策事業	ひきこもり相談支援センターを運営するとともに、「こころの電話相談」や保健所による相談対応を実施する。
地域医療連携推進事業	うつ病の早期対応を行うため、かかりつけ医と精神科医の医療連携を推進する。
認知症医療・介護連携強化事業	認知症疾患医療センターの運営を行い、医療と介護の連携による認知症患者への地域支援体制を構築する。
自殺予防対策推進事業	自殺率を低下させるため、早期対応のための人材養成、県民への普及啓発、相談体制の整備や地域支援活動の強化を行う。
精神医療審査会事業	精神科病院入院患者の人権保護のため、定期病状報告等の審査を行うとともに、入院病状審査を実施する。

(2) 専門的な医療の提供

《現状》

〔県立障害者リハビリテーションセンターの診療機能の充実〕

- 県立障害者リハビリテーションセンターは、相談から診断・治療・訓練・評価等に至るまで、幅広い分野における一貫した障害者支援機能を有するとともに、高次脳機能障害などのニーズに対応する施設として、様々な医療・福祉サービスの提供を行っています。

〔精神科専門医療〕

- 多様な精神疾患等に対応するために、医療機関の役割分担を整理し、相互の連携を推進することにより専門的な医療を広く提供できるよう推進しています。
- 本県の精神科医療を受診する通院患者は、自立支援医療（精神通院医療）公費受給者数によると、令和元（2019）年度では57,875人となっており、平成29（2017）年度52,632人と比べ、5,243人増加しています。

〔発達障害の専門医等の確保〕

- 地域における医療連携体制の整備に向けて、初診の診療を担うかかりつけ医や地域の中核となる専門医の養成を行うとともに、各障害保健福祉圏域において、地域の拠点となる専門医療機関と他の医療機関のネットワークを構築しています。

- 本県の発達障害の診療を行っている医療機関については、県ホームページで情報提供を行っており、医療機関数、医師数は徐々に増加しています。

【表 25 発達障害の診療ができる医療機関：県ホームページ掲載分】

(単位：機関、人)

項目	平成21年度	平成24年度	平成27年度	平成29年度	令和元年度
医療機関数	68	75	107	97	113
医師数	91	103	147	158	165

【表 26 発達障害児・者診療医養成研修受講者数】

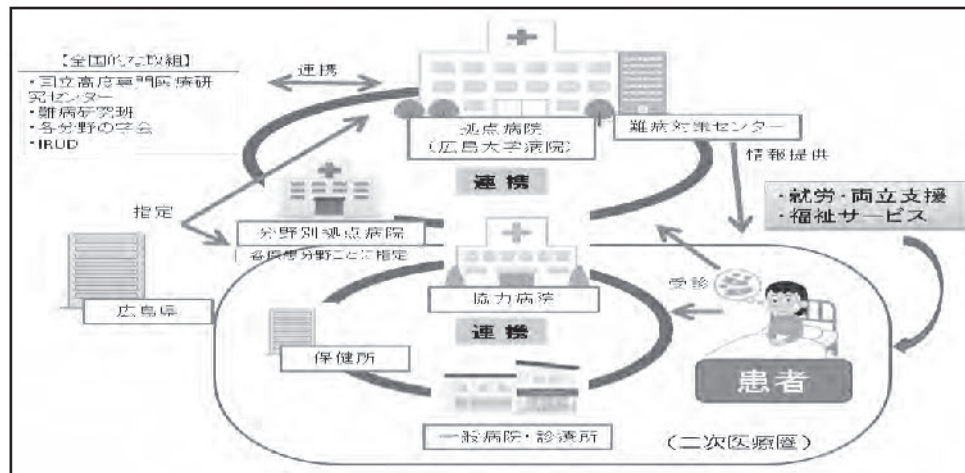
(単位：人)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
医師数	52	87	110	78	94
医師以外	26	154	157	126	116

【難病対策の推進】

- できる限り早期に正しい診断ができ、診断後はより身近な医療機関で適切な医療を受けることができる体制を構築するため、平成 31 (2019) 年4月に難病診療連携拠点病院として「広島大学病院」を、神経・筋疾患分野の分野別拠点病院として2病院、協力病院として17病院を指定しています。
- 県では、難病対策センターを設置し、地域で生活する難病患者等への日常生活における相談・支援、地域交流活動などを実施するとともに、出張就労相談などハローワークと連携した就労支援を行っています。
- 医療従事者等に対する難病研修会を開催し、新たな医療技術や介護技術の普及に努めています。

【図2 新たな難病医療提供体制】



《課題》

【県立障害者リハビリテーションセンターの診療機能の充実】

- 県内においては、初診待機期間が長期化している発達障害児（者）の診療・療育体制や、医療技術の進歩等により増加が見込まれる、高度な医療的ケアを要する重症・重度心身障害児（者）等の受入体制は十分ではありません。また、平成 27 (2015) 年度に、県立障害者リハビリテーションセンター医療センターのリニューアル工事を行いました。県立医療型障害児入所施設の施設・設備は老朽化し、多人数部屋のため1人当たりの病床面積が狭小であるなど、療育環境は十分ではありません。

〔精神科専門医療〕

- 精神疾患は統合失調症や気分障害、認知症などのほか、アルコール依存症や薬物依存症、PTSD、摂食障害など多様な疾患であり、専門的な医療の提供が必要となります。

〔発達障害の専門医等の確保〕

- 発達障害の確定診断ができる専門医や適切な初診対応ができるかかりつけ医は、不足状態にあるとともに、地域的にも偏在しているため、一部の専門医療機関に患者が集中し、医療機関によっては、初診までに長期の待機期間が生じています。
- 発達障害児（者）は、コミュニケーションの困難さや感覚過敏などの個々の特性から、医療を継続して受けにくいことがあるため、発達障害の特性に応じた診療を行う医師の養成や発達障害児（者）の診療に対応できる医療機関を増やしていくことが必要です。
- 発達障害の初診待機の長期化を解消するには、市町の乳幼児健康診査の質の向上や、乳幼児健康診査後のフォロー体制の強化等、発達障害のスクリーニング機能を強化することが必要です。
- また、発達障害児（者）が乳幼児期から成人期までのライフステージを通じて、必要に応じて医療や支援を受けられるようにするため、地域の関係機関との連携体制の構築が必要です。

〔難病対策の推進〕

- すべての難病について、できる限り早期に正しい診断ができ、診断後はより身近な医療機関で適切な医療を受けることができる体制を構築するため、神経・筋疾患分野以外の分野別拠点病院・協力病院を指定する必要があります。
- 難病診療連携拠点病院及び神経・筋疾患分野の分野別拠点病院・協力病院を指定しましたが、今後は、各病院間や地域の一般病院・診療所等及び市町・保健所間の実効ある連携体制の構築が求められています。
- 身近な医療機関等で適切な医療を受けることができるよう、医療従事者等の難病に対する医療技術・知識の向上が求められています。

《今後の具体的な取組》

〔県立障害者リハビリテーションセンターの診療機能の充実〕

- 発達障害に係る診療・療育体制や、在宅の重症・重度心身障害児（者）の支援体制の強化。さらには、県立医療型障害児入所施設における多人数部屋の解消等、療育環境の改善を図るため、県立医療型障害児入所施設の計画的な整備（わかば療育園の新築移転、若草園、若草療育園の改修）に取り組みます。

〔図3 県立医療型障害児入所施設整備事業〕



※左側：若草園  
右側：わかば療育園

〔整備スケジュール〕

H30	R元	R2	R3	R4	R5
実施設計	各種手続, 発注準備・契約	新わかば療育園 整備	若草園 改修・増築	若草療育園 改修・増築	

## 〔精神科専門医療〕

- 精神科医療の高度化に対応するために地域連携拠点機能及び県連携拠点機能を明確化し、取組を強化します。
- 多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担を行い、相互の連携を図ることで医療提供体制の充実を図ります。

## 〔発達障害の専門医等の確保〕

- 発達障害について、引き続き、研修等により初期の診療や地域医療を担うかかりつけ医や地域の中核となる専門医を養成するとともに、地域の拠点となる専門医療機関と他の医療機関とのネットワーク化を図り、地域の医療支援体制の整備を進めていきます。

また、発達障害の診療を行うことができる医療機関リストを県ホームページで公表し、県民への適切な受診機会を確保していきます。

- 発達障害のスクリーニング機能の強化を図るため、市町の乳幼児健康診査における発達障害のアセスメントツールの活用を促進するとともに、児童発達支援センター等の支援による乳幼児健康診査後のフォロー体制の強化に取り組みます。
- 発達障害児（者）がライフステージを通して、必要に応じて切れ目のない医療や支援を受けられるようにするため、地域の保健、福祉、教育、労働、司法等の関係機関との連携・協力体制の構築に取り組みます。

## 〔難病対策の推進〕

- すべての難病患者が早期に正しい診断をされ、長期にわたる継続治療を受けることができるとともに、緊急の場合、的確な専門治療を受けることが可能となるよう、分野別拠点病院・協力病院の指定を引き続き行っていきます。また、各病院間の連携を強化するとともに、一般病院・診療所等や市町・保健所等とも連携して、難病患者が必要とする保健・医療・福祉のサービスが提供できる体制の整備を図ります。
- 医療従事者等に対する難病研修会を開催し、引き続き新たな医療技術や介護技術の普及に努めます。

## 【成果目標・指標】

指 標	現状(令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑬発達障害の診療ができる医師数	187人	215人	228人	241人
⑭医療従事者等に対する難病研修会	1回	2回	2回	2回

## 【関連事業】

関連事業・取組	事業内容
県立医療型障害児入所施設整備事業	県立医療型障害児入所施設（わかば療育園、若草療育園、若草園）について、療育環境の改善を図るとともに、重症心身障害児（者）の抱える課題やニーズを踏まえた施設の機能強化を行う。
県立社会福祉施設管理事業費	県立障害者リハビリテーションセンター等の県立社会福祉施設の管理運営を行うとともに、施設の保全工事、備品購入等を行う。
発達障害地域支援体制推進事業 （発達障害医療機関ネットワーク構築事業）	発達障害の診断ができる医師の養成及び医療機関の役割分担と連携による医療機関ネットワークを構築する。
特定医療費（指定難病）支給認定事業	難病について、治療研究を推進することで医療の確立を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る。
難病相談等支援事業	難病対策センターを設置し、相談や就労支援等を行う。

## 2 療育体制の充実

## (1) 地域における重層的な支援体制の構築

## 《現状》

- 令和2(2020)年4月1日現在、県内の障害児通所支援事業所の数は、児童発達支援センター19、児童発達支援150、医療型児童発達支援4、放課後等デイサービス463、保育所等訪問支援38となっており、特に放課後等デイサービスは年々増加しています。
- 地域の中核的な療育支援施設として、児童発達支援のほか、地域の障害児やその家族の相談対応、障害児を支援する施設への援助・助言等を行う児童発達支援センターは、県内すべての障害保健福祉圏域で設置されていますが、未設置の市町があります。
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する保育所等訪問支援も、全ての市町では実施されていない状況です。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所は、全ての障害保健福祉圏域において、少なくとも1か所以上ありますが、事業所のない市町が児童発達支援は4市町、放課後等デイサービスは2町あります。また、事業所のサービスの質や内容に格差があり、一部の事業所の利用希望者が多くなっています。

【表27 障害保健福祉圏域・市町ごとの事業所指定状況（令和2(2020)年9月1日現在）

(単位：圏域、市町)

事業所等	圏域ごとの設置状況	市町ごとの設置状況
児童発達支援センター	7	9
児童発達支援（児童発達支援センターを含む。）	7	19
放課後等デイサービス	7	21
保育所等訪問支援	7	10
障害児相談支援	7	21

- 児童福祉法に基づく障害児入所施設等は、令和2(2020)年4月1日現在、福祉型障害児入所施設が9施設、医療型障害児入所施設は8施設、重症心身障害児や肢体不自由児を受け入れる指定発達支援医療機関は3か所となっています。
- 福祉型障害児入所施設においては、障害児入所施設、障害者支援施設、障害児入所施設と障害者支援施設の併設のいずれかの形態に移行することを前提に、「児」の入所施設の指定を受けていることをもって「者」の入所施設の指定を受けているとみなす経過措置が、少なくとも令和4(2022)年3月末まで延長されることになりました。
- 発達に課題があるものの保護者の障害受容が難しいなどの理由により、児童発達支援などの個別給付のサービス利用に至るまでに時間を要するケースがあります。
- 聴覚障害児及びその家族に対する支援は、保健、医療、福祉及び教育に関する部局や医療機関、学校、難聴児の支援に係る事業所等といった複数の機関がそれぞれの立場から関わっています。
- 地域の保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等において、障害児を受け入れる施設への職員の配置や医療的ケア児を受け入れる場合の看護師等の配置に対する補助などの支援を実施しています。

【表28 障害児保育実施状況】

(各年度3月末現在)

(単位：所、人)

区分	平成30年度	令和元年度
実施保育所数	390	385
受入児童数	1,367	1,313

【表29 認定こども園実施状況】

(各年度3月末現在)

(単位：所、人)

区分	平成30年度	令和元年度
障害児受入施設数	87	100
登録障害児童数	293	372

【表30 放課後児童クラブ実施状況】  
 (各年度5月1日現在)

区 分	(単位：所、人)	
	平成30年度	令和元年度
障害児受入クラブ数	449	477
登録障害児童数	1,347	1,947

### 《課題》

- 障害児通所支援における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制の整備が必要ですが、中山間地域等では運営が可能な事業所が不足しています。
- 障害児通所支援事業所及び障害児入所施設については、障害児に対し、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン等を活用し、常に支援の質の向上と内容の適正化を図る必要があります。
- 福祉型障害児入所施設において経過措置が延長された背景には、本来、入所児童は18歳を過ぎれば障害者の施設に移行するべきところが、行動障害等の障害特性により、支援者や環境の変化への対応が困難なため受け入れ先が決まらない、いわゆる「過齢児問題」が依然として解消されていないという課題があります。

そのため、過齢児問題については、今後新たに18歳を迎える障害児も含め、退所後の処遇に係る障害者向けサービスとの連携や移行先の充実、障害特性により地域での受け入れが困難な場合の障害者支援施設への入所調整機能の強化等を図る必要があります。

- 保護者の障害受容が難しい場合など、個別給付サービス利用につなげるための支援も必要です。
- 聴覚障害児の支援については、新生児期から乳幼児期、学齢期まで切れ目なく支援していく連携体制が求められています。
- 保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入体制が充実するよう、継続して取り組んでいく必要があります。

### 《今後の具体的な取組》

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、各市町において、児童発達支援センターの整備を促進します。
- 障害児の地域生活への参加・包容を推進するため、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することなどにより、各市町において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に努めます。
- 障害児入所施設については、専門的機能の強化を図った上で、虐待を受けた障害児等への対応を含め、様々なニーズに対応する機関となるよう、短期入所や親子入所等の実施体制の整備を促進します。
- 地域で不足する障害児通所支援事業所の整備を促進するため、国に対して国庫補助制度の拡充等を要望します。また、市町の障害児福祉計画や障害児のニーズ等に沿った整備を進めるため、各市町の障害児福祉計画等で不足しているサービス事業の整備や、県の補助に加えて市町が上乗せ補助を行う予定の整備については、補助金の優先採択を行います。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所等における支援の質の向上と内容の適正化に向けて、事業者等に対し、実地指導等の機会に年一回の職員及び利用者による自己評価の実施と結果の公表について適切な指導を行うとともに、障害福祉サービス等情報公表制度等により各事業所等のサービス内容等の情報を公表します。
- 過齢児問題については、国の社会保障審議会障害者部会において、「移行先の調整・受け皿整備の有効な施策を丁寧に整理し、円滑な移行を進めていくことが必要」との見解のもと、都道府県、市町、施設等による協議会の設置等を検討しており、その状況を注視しながら、適切に対応します。

- 発達に課題のある子供の相談ニーズが増加する中、「ひろしま版ネウボラ」で把握された支援の必要な「気になる子供」や育児に不安を抱く養育者に対する支援が求められていること等から、各圏域における児童発達支援センター等が、その専門的機能を活かし、保育・母子保健との十分な連携を確保しつつ、早期に適切な助言、支援を行うとともに、地域の保育所、小学校等に対する専門的支援ノウハウの提供等や療育の効果を実感し個別給付につなげる等、各圏域における児童発達支援センター等を中核とした地域支援機能を強化していきます。
- 聴覚障害児とその保護者に対し、適切な情報と支援を提供するため、関係機関による連携に努めます。
- 障害児が地域の子供同士のふれあいの中で健やかに育つよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における受入体制の充実を図るために必要な補助を引き続き行っていきます。

【成果目標・指標】

地域における重層的な障害児支援体制の構築		
成果目標	現状 (令和元年度)	目標 (令和5年度)
児童発達支援センターを1か所以上設置している市町(年度末時点) ※市町単独での設置が困難な場合は、障害保健福祉圏域で設置することも可能	10市町	23市町
保育所等訪問支援を利用できる体制を整備している市町(年度末時点)	13市町	23市町
難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築		確保

指標		現状(令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑮子ども・子育て支援等の提供体制の整備(障害児の受入人数)	保育所・認定こども園	1,994人	2,023人	2,043人	2,064人
	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	2,520人	2,862人	2,971人	3,084人

※ 各市町が当事者へのニーズ調査等により算出した数値の積み上げによる。

【関連事業】

関連事業・取組	事業内容
社会福祉施設整備費補助金 (障害福祉サービス事業所等整備費補助金)	社会福祉法人等が設置する障害福祉サービス事業所等の創設、改築及び大規模修繕等の整備に要する経費を補助する。
児童発達支援センター機能強化事業	身近な地域での発達支援体制充実のために、地域療育拠点である児童発達支援センター等において、子育て支援機関等への技術指導、研修等や、在宅の障害児(者)及びその保護者に対する専門的な療育指導、相談等を実施する。
保育所等施設型給付費等県費負担金 地域子ども子育て支援事業(放課後児童クラブ事業)	障害児を受け入れる施設への職員や看護師の配置を補助する。
保育対策等促進事業(医療的ケア児保育支援モデル事業)	医療的ケア児について、その保護者や児童が保育所利用を希望する場合に、受け入れることができる保育所の体制の整備を行う。

## (2) 発達障害児支援の充実

## 《現状》

- 発達障害は早期に適切な支援を行うことにより、発達障害があっても、日常生活や社会生活に適應することは可能であるため、早期把握、早期支援が特に重要です。このため、市町の相談機関、保育所・幼稚園における日常の集団生活での行動観察や乳幼児健康診査における気づきを強化するなど、発達障害の早期把握に取り組むとともに、気づいた段階から必要な支援につなげられるよう、各市町への助言や関係機関の研修等を実施しています。
- 発達に課題のある子供が、身近な地域で適切に診察、診断、助言を受けることができるよう、診療医養成研修を実施するとともに、県立障害者療育支援センター・わかば療育園等での臨床研修による専門医の養成に取り組んでいます。また、県民への適切な受診機会を確保するため、県ホームページにおいて発達障害の診断を行うことができる専門医療機関を公表しています。
- 発達障害の育児経験を持つペアレントメンターが、家族の不安に寄り添って心のサポートを行う家族支援体制を整備するため、ペアレントメンターの養成を行うとともに、ペアレントメンターが活動する事業の企画・調整等を担う市町職員を対象として、ペアレントメンター・コーディネーターの養成を行っています。
- 発達障害児（者）への支援が、個々の特性に応じて身近な地域において行われるよう、支援に携わる市町、保育所、事業所職員等を対象に、発達障害の特性や支援方法等の基礎的な研修から、アセスメントや個々の特性に配慮した支援スキルの向上を図る実践的な研修を行うほか、教職員を対象とした学校での発達障害支援に関する研修を実施しています。
- また、発達障害児（者）に対する相談・療育・普及啓発・研修などに関する県内の総合拠点である広島県発達障害者支援センターにおいて、発達障害のある当事者やその家族への相談支援のほか、地域支援マネジャーによる市町や関係機関に対する現地指導、福祉・就労・教育等の従事者に対するアセスメントや相談スキル向上の研修を行うなど、相談機能の強化に取り組んでいます。

【表 31 発達障害関係研修修了者数・ペアレントメンター等人数】

(単位：人)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
基礎研修	—	—	433	494	581
相談支援スキルアップ研修	28	28	31	24	28
療育支援スキルアップ研修	34	35	55	41	53
就労支援スキルアップ研修	28	29	38	36	28
教育支援研修	60	59	149	305	271
計	150	151	706	900	961
ペアレントメンター	—	—	31	53	63
ペアレントメンター・コーディネーター	—	—	34	44	59

※ 平成29(2017)年度から研修体系を見直し、発達障害に関する基礎的な知識やスキルを幅広い支援者に習得する基礎研修と、発達障害の特性に配慮した支援を行う中核的な人材養成を行うスキルアップ研修(相談、幼児期・学齢期(療育支援から変更)、成人期(就労支援から変更)、教育支援研修を行っています。

## 《課題》

- 各市町では乳幼児健康診査等により、発達に課題のある子供を支援するフォローアップ親子教室など子育て支援を行っていますが、市町の取組状況には差異があります。
- 発達障害の確定診断ができる専門医や適切な初診対応ができるかかりつけ医は不足状態にあるとともに、地域的にも偏在しており、また、医療機関相互の連携が十分とれていないため、専門医療機関に患者が集中し、初診までに長期の待機期間が生じています。



- 児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業所は、年々増加していますが、その療育の質の確保・向上を図るとともに、地域において発達障害児等における医療と療育の連携を図り、早期に医療支援及び療育支援が受けられる体制づくりが必要です。
- 成育歴やケアの方法等について、乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録・整理することができる「サポートファイル」は、特に乳幼児期から学童期、成人期といったライフステージの変わり目に、各支援機関との間で有効な情報共有ツールですが、十分には活用されていない状況にあります。
- 発達障害児とその家族が、身近な地域・市町で気づきの段階から個々の特性に応じた適切な支援を受けられるよう、一次支援機関である市町、事業所等への支援・バックアップや、保育所、学校等における支援者のスキル向上、相談支援の充実を図る必要があります。
- また、平成28(2016)年8月に施行された改正発達障害者支援法を受けて、司法手続における配慮や家族支援の充実等の支援体制の整備推進が求められています。

### 《今後の具体的な取組》

- 発達障害のある者が、身近な地域で発達障害の特性に配慮した支援を受けられるよう、支援者の資質向上を図るため、研修を実施します。また、発達障害の家族支援体制を整備するため、家族が取り組む発達支援のスキルを高めるペアレント・トレーニング、ペアレントプログラム等の支援やペアレントメンター及びペアレントメンター・コーディネーターを養成します。
- 気になる子供に対して、気づきの段階から保育・母子保健と連携しつつ、地域で早期に療育支援を行うとともに、保護者への相談や専門的医療機関への受診待機期間のフォローとしての役割等を担う児童発達支援センター等の機能を強化し、重層的な支援体制を構築していきます。
- 乳幼児健康診査結果やその後の支援状況について、保護者の了解の下、情報共有のツールである「サポートファイル」を活用し、保育所・幼稚園、小・中・高等学校等、更には就職時等への引き継ぎを行い、各支援機関が連携して対応する体制整備を進めます。
- 広島県発達障害者支援センターにおいて、専門機関として、機関コンサルテーションや支援者に対する研修等、二次的支援機関として現場をサポートする取組を充実していきます。
- 市町において、発達障害児の自立と社会参加に資する支援体制の整備を図る地域支援マネジャーの活動について、支援を希望する機関の増加に対応するため、活動を強化していきます。
- これまで実施してきた市町支援に加え、事業所支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等の地域支援を強化するとともに、医師や事業所職員も含めた地域の中核人材を育成し、重層的な支援体制の構築に向けて、取組を更に充実させます。
- 警察、司法関係者職員が実施する発達障害に係る研修やケース会議に、広島県発達障害者支援センター職員を派遣するなどにより、司法手続において意思疎通手段等が配慮されるなどの発達障害児の権利利益を擁護するための必要な体制整備を進めます。

### 【成果目標・指標】

指 標		現状(令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
⑩発達障害関係	発達障害関係研修修了者数	基礎研修	581人	400人	400人	400人
		スキルアップ研修	109人	120人	120人	120人
		教育支援研修	271人	220人	220人	220人
		計	961人	740人	740人	740人
	ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム等の受講者数	737人	698人	703人	711人	
	ペアレントメンター登録者数	63人	75人	85人	95人	
	ピアサポートの活動への参加人数	234人	378人	391人	404人	

## 【関連事業】

関連事業・取組	事業内容
発達障害地域支援体制推進事業 (地域支援体制整備事業)	発達障害児(者)とその家族が、身近な地域で障害特性に配慮した支援を受け、当事者の自立と社会参加が促進されるよう、地域における重層的な発達障害支援体制を推進し、地域支援機能の強化を図る。
発達障害者支援センター運営事業	発達障害者支援法に基づき、発達障害児(者)や家族に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターを運営する。

## (3) 医療的ケア児支援の充実

## 《現状》

- NICU(新生児集中治療室)等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児(以下「医療的ケア児」という)は、増加傾向にあります。
- 広島県及び県内各市町では、在宅の医療的ケア児等が、保健、医療、福祉、教育等の関連分野での支援が受けられるよう、関係機関で構成する協議の場を設置するとともに、関連分野における医療的ケア児等に対する支援を総合調整するコーディネーターを養成し、各市町への配置等に取り組んでいます。

【表 32 医療的ケア児支援に係るコーディネーター配置】

(単位:人)

項目	平成 30 年度	令和元年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数	36	62

- 医療的ケア児等を含めた重症・重度心身障害児(者)を対象とする県立の医療型障害児入所施設として、東広島市に3施設(わかば療育園、若草園、若草療育園)、福山市に1施設(福山若草園)を設置しています。

## 《課題》

- 在宅の医療的ケア児及びその介護者等を支援する、医療型の短期入所や通所サービス事業等の障害福祉サービスは、人員配置や施設基準など法的規制、医療職等の専門資格の人材の確保も必要であるため、新規の事業開設が難しく、不足しています。また、訪問看護では、地域的な偏在はあるものの、多くが高齢者を対象としているため、障害児に対応できない事業所が多い状況となっています。
- 県立医療型障害児入所施設のうち、わかば療育園、若草園及び若草療育園については、施設・設備は老朽化し、多人数部屋のため1人当たりの病床面積が狭小であるなど、療育環境は十分ではありません。

## 《今後の具体的な取組》

- 様々な課題について、引き続き、広島県障害者自立支援協議会医療的ケア児等支援部会で協議していくとともに、在宅の医療的ケア児等に対する全県的な支援体制の構築に向けて、拠点機能の整備に向けた検討や、医療的ケア児等支援者のネットワーク化、医療的ケア児等に対応できる看護職員及び介護従事者の育成を通じた事業所の拡充等に取り組めます。また、厚生労働省が令和2(2020)年度に本格運用を開始した、医療的ケア児等医療情報共有システムが活用されるよう周知等を行います。

- 社会福祉整備費補助金等において、主として重症心身障害児を対象とする児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所などを優先的に採択し、通所サービス事業の拡充を図ります。
- 県立医療型障害児入所施設の整備（わかば療育園の新築移転、若草園、若草療育園の改修）のほか、医療機関や介護老人保健施設等を活用し、医療的ケア児等を含めた重症・重度心身障害児（者）の入所や短期入所の定員の確保を図ります。

【成果目標・指標】

重症心身障害児・医療的ケア児への支援		
成果目標	現状 (令和元年度)	目標 (令和5年度)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を1か所以上確保している市町（年度末時点）*	8市	23市町
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置している市町（年度末時点）*	10市町	23市町
医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置*	県、圏域、 20市町	県、圏域、 23市町
医療的ケア児等コーディネーターの配置*		県、23市町

\*市町単独での設置が困難な場合は、障害保健福祉圏域での設置も可

指標	現状(令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑪医療的ケア児に対する関連分野の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数	62人	101人	113人	130人

【関連事業】

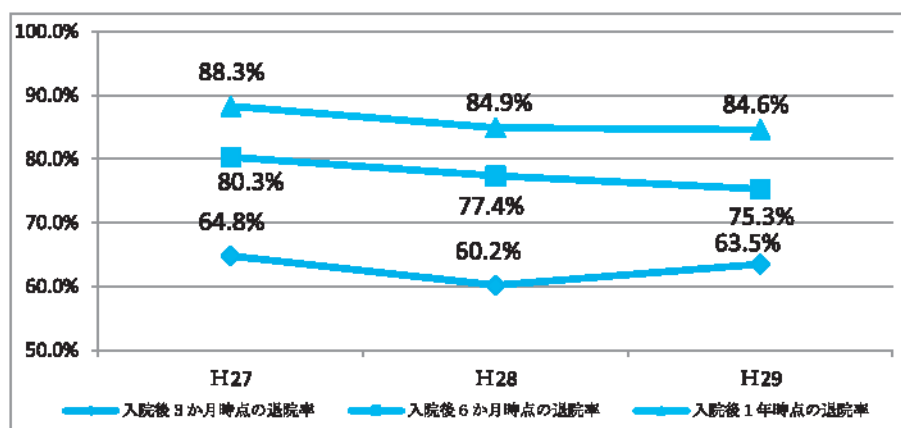
関連事業・取組	事業内容
障害者地域生活支援体制推進事業 (医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場)	医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、教育等の各分野の関係機関等で構成される協議の場を設置し、総合的な支援体制の整備を促進する。
医療的ケア児等在宅生活支援事業	在宅の医療的ケア児等が安心して生活できる環境の実現に向けて、医療的ケア児等に対する支援者のネットワーク構築と人材育成等を実施する。
医療型短期入所施設補助事業	医療的ケア児等を在宅で介護する家族等を支援するため、受入施設が不足している地域において、病床を活用した医療型短期入所事業を実施する医療機関に対して補助する。
県立医療型障害児入所施設整備事業【再掲】	県立医療型障害児入所施設（わかば療育園、若草療育園、若草園）について、療育環境の改善を図るとともに、重症心身障害児（者）の抱える課題やニーズを踏まえた施設の機能強化を行う。
社会福祉施設整備費補助金 (障害福祉サービス事業所等整備費補助金) 【再掲】	社会福祉法人等が設置する障害福祉サービス事業所等の創設、改築及び大規模修繕等の整備に要する経費を補助する。

### 3 医療と福祉の連携 〔地域生活への移行支援〕

#### 《現状》

- 平成 29(2017)年度 NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）集計によると、県内の精神科病院に入院中の精神障害者の退院率は、入院後3か月時点 63.5%、6か月時点 75.3%、1年時点 84.6% となっており、全国平均では、入院後3か月時点 63.5%、6か月時点 80.8%、1年時点 88.3%であり、全国平均より低い状況です。

〔図4 県内の入院中の精神障害者 入院後3か月時点・6か月時点・1年時点の退院率〕



- 平成 29（2017）年度 NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）集計によると3か月時点再入院率は 20.0%で、全国平均（17.0%）より高い状況です。
- 精神障害者の地域生活への移行に向けた保健、医療、福祉関係者による協議の場は令和元（2019）年度に県内全圏域に設置しています。
- 精神障害者に対する医療支援については、身体障害者・知的障害者に対する福祉医療費助成制度のように十分な支援が整っていません。
- 令和元年（2019）度から尾三圏域でピアサポーター養成・派遣事業を実施し、5名のピアサポーターを養成しました。
- 高次脳機能障害者やその家族に対する医療及び社会復帰支援を充実させるため、県の中核施設である「広島県高次脳機能センター」を運営するとともに、地域において「広島県高次脳機能地域支援センター」を指定し、相談対応を行っています。
- 広島県地域生活定着支援センターを設置し、矯正施設出所のうち、住居がなく、障害により自立した生活が困難な者に対して、保健医療・福祉サービスの利用調整及び調整後の対象者やサービス提供者に対する助言・再調整等を実施しています。
- 法務省が平成 27（2015）年に実施した調査によると、全国の地域生活定着支援センターによる支援を受けた障害のある矯正施設出所者は、支援を辞退した者や住居があるなどの理由で支援対象外となった者より、再び矯正施設に入所する割合が低くなっています。

〔表 33 地域生活定着支援センターの支援状況〕

（単位：件）

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
コーディネート業務	36	35	38
フォローアップ業務	44	46	33
相談支援業務	11	13	19

**《課題》**

- 精神障害者の状況（病状）に応じた保健と福祉等の連携体制や、退院後の生活を支える支援体制が十分進んでいるとはいえません。
- 自立支援医療（精神通院）による公費負担医療制度では、十分な負担軽減となっておらず、安定的な定期受診や地域で安心した暮らしができる新たな医療費助成制度を整備する必要があります。
- 高次脳機能障害者の社会復帰に向けた支援をさらに充実させる必要があります。
- 広島県地域生活定着支援センターによる支援は、住居のない障害（の疑い）のある者を対象としているため、支援の必要性があっても住居のある場合には、支援が届いていない状況があります。
- 広島地方検察庁においても、障害により特別な配慮や支援が必要と判断した起訴猶予者・執行猶予者等を支援していますが、法令上、刑事司法手続終了後の継続的な関与・支援ができず、その後の状況に応じた支援ができません。
- また、その支援内容が、市町や保健医療・福祉サービス事業者に認知されておらず、調整が円滑に行われない場合があります。
- 支援者間の連携や蓄積された支援データの利用において、デジタル技術を活用した情報共有は進んでいません。

**《今後の具体的な取組》**

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるために、協議の場を活用し、保健、医療、福祉相互の連携を図り支援体制の強化に努めます。
- 安定的な地域移行・地域定着の促進と精神疾病や身体合併症の重症化による再入院などの防止を目的に、令和3年度から重度の精神障害者に対する新たな通院医療費助成制度を導入します。
- 保健所、市町における相談・家庭訪問等の支援体制の充実を図り、ピアサポーターの活用など安定的な地域生活を支える支援体制を構築するとともに、障害者ピアサポート研修の実施により、障害福祉サービス事業所等の従事者など支援人材の育成に取り組みます。
- グループホームを整備するなど、地域生活に必要な住まいの確保や福祉サービスの充実、質の向上に努めます。
- 県立障害者リハビリテーションセンターに設置された県の中核施設である広島県高次脳機能センターを中心に、保健・医療・福祉・労働の各分野との連携強化を図りながら、高次脳機能障害者の社会復帰や地域生活への支援に取り組みます。
- 刑事施設退所者のうち、保健医療・福祉サービスの利用に向けた支援の必要性が高いものの、地域生活定着支援センターによる支援を受けることができていない者について、国との情報共有の在り方の検討を行い、地域生活定着支援センターによる支援など、必要な取組を推進します。
- 広島地方検察庁による起訴猶予者等に対する保健医療・福祉サービスの利用調整後における、地域でのフォローについて、実態を把握した上で、必要な取組を推進します。
- 市町や保健医療・福祉サービス等の事業者に向けて、検察庁や地域生活定着支援センターの取組についての認知が高まるよう広報周知を行うとともに、支援対象者や支援者の増加に備え、実態を把握した上で、デジタル技術を活用した情報共有の仕組みを検討し、推進します。

## 【成果目標・指標】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築			
成果目標		現状 (令和元年度)	目標 (令和5年度)
精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数		314日 (平成28年3月時点)	316日以上
精神科病床における1年以上長期在院者数	65歳以上	3,150人	2,766人
	65歳未満	1,649人	1,649人未満 <sup>(※2)</sup>
入院中の精神障害者の退院率	入院後3か月時点	63.5% (平成29年6月30日時点)	69.0%
	入院後6か月時点	75.3% (平成29年6月30日時点)	86.0%
	入院後1年時点	84.6% (平成29年6月30日時点)	92.0%

※1 令和5（2023）年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を541人と見込んでいます。

2 国の基本指針を基に算定した目標値は1,716人となり、令和元（2019）年度時点で目標達成しているため、令和元（2019）年度の現状値より減少させることを目指します。

指 標		現状(令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑱精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数	在宅	483人	519人	538人	558人
	他院の精神科病床	20人	19人	19人	18人
	自院及び他院の精神病床以外	126人	122人	120人	117人
	障害福祉施設	31人	35人	37人	40人
	介護施設	81人	85人	87人	89人
⑲精神障害者における障害福祉サービスの利用状況	精神障害者の地域移行支援	7人/月	16人/月	17人/月	20人/月
	精神障害者の地域定着支援	30人/月	41人/月	44人/月	49人/月
	精神障害者の共同生活援助	391人/月	442人/月	473人/月	508人/月
	精神障害者の自立生活援助	5人/月	16人/月	18人/月	22人/月

## 【関連事業】

関連事業・取組	事業内容
精神障害者地域生活支援事業	圏域における関係者の協議の場を活用し、精神障害者が住み慣れた地域で充実した生活を送ることができる地域づくりを進めるとともに、退院時支援を行う。また、ピアサポーターの養成等により、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。
高次脳機能障害支援体制整備事業	広島県高次脳機能センターの運営を行うとともに、高次脳機能地域支援センターと連携し、医療や福祉の総合的な相談に応じることができる体制を整備する。
地域生活定着支援事業	広島県地域生活定着支援センターを設置し、保護観察所等の関係機関と協働し、帰住先や福祉サービスの利用の調整など、地域の中で生活を営むことができるよう支援する。

### Ⅲ 地域生活の支援体制の構築

#### 1 福祉サービス等の提供

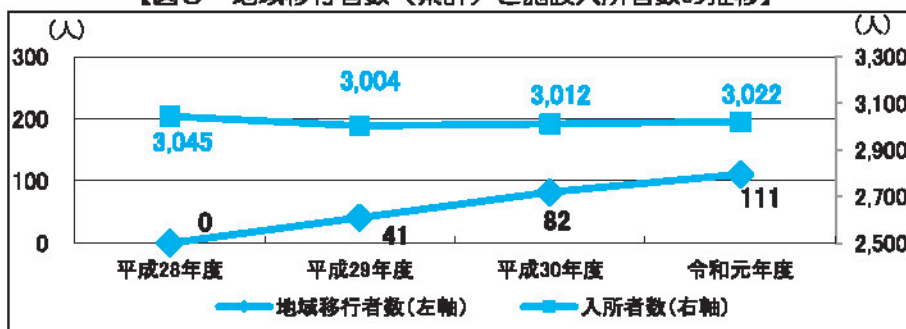
##### (1) 地域生活支援拠点等（システム）の整備

#### ＜現状＞

○ 県内で福祉施設を退所し、地域生活へ移行した障害者の人数は、第5期計画策定時の平成28(2016)年度末時点から令和元(2019)年度までの間で、111人となっています。

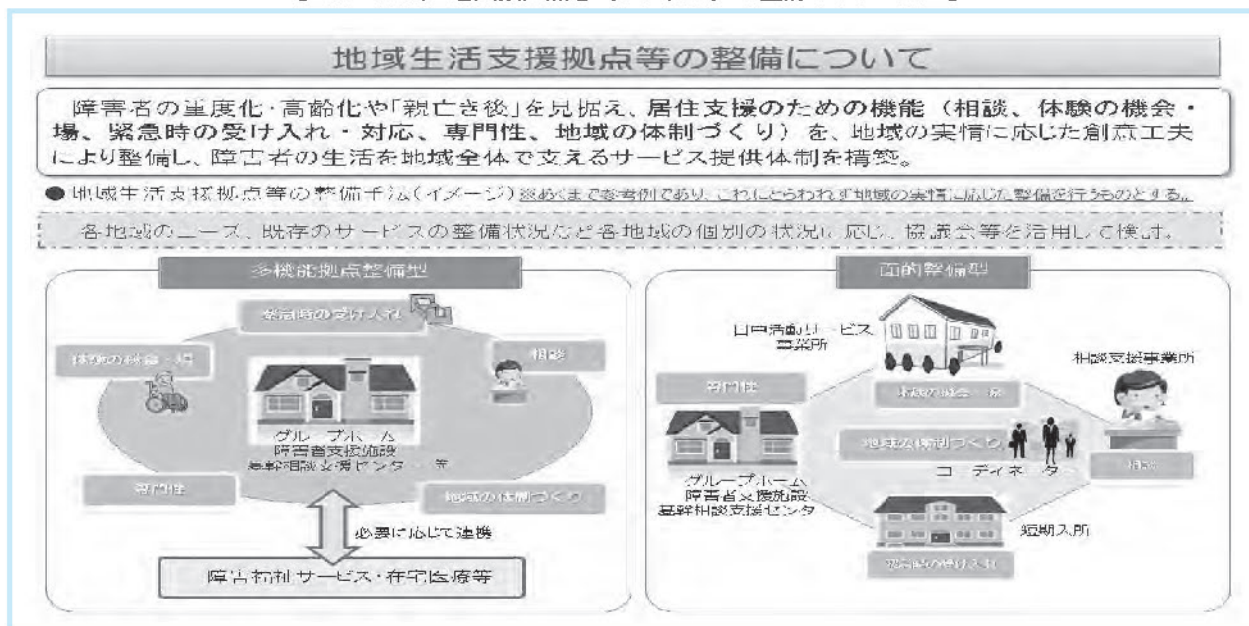
また、福祉施設の入所者数(以下「施設入所者数」という。)は、令和元(2019)年度末現在3,022人で、平成28(2016)年度末時点の3,045人から23人減少しています。

【図5 地域移行者数(累計)と施設入所者数の推移】



- 障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、施設入所又は病院からの地域移行を進め、地域生活で生じる様々な課題に対応し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市町による関係機関と連携した取組を支援することにより、居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等)を備えた地域生活支援拠点等(システム)の整備を促進しています。
- 各市町においては、平成29(2017)年度に地域生活支援拠点等(システム)の整備行程を明らかにしたロードマップを作成し、計画的な整備に取り組んでいます。
- 地域生活支援拠点等(システム)整備促進に向け、各圏域で市町会議を開催し、地域生活支援拠点等(システム)の整備に活用できる制度、他市町の状況等情報共有を行い、平成29(2017)年度末では1市町(1か所)設置でしたが、令和2(2020)年10月1日時点で6市町(9か所)に設置されています。

【図6 地域生活支援拠点等(システム)の整備のイメージ図】



Q-28.12.12 地域生活支援拠点等整備促進のための全国担当者会議(厚生労働省主催)資料より



### 《課題》

- 地域生活支援拠点等（システム）は、障害者等の地域生活を支える地域システムを担うものであり、市町の障害者自立支援協議会で十分協議するなど、地域合意を得て整備を進めていく必要があります。また、整備後においても、地域のニーズや課題に対応していく必要があります。

### 《今後の具体的な取組》

- 地域生活支援拠点等（システム）整備のロードマップが着実に実行されるよう、取組状況を把握するとともに、市町からの要請に応じて、広島県相談支援アドバイザーの派遣を行い、市町の取組を支援します。
- 地域生活支援拠点等（システム）を運用していく中で、明らかになった課題等について、市町の自立支援協議会等を活用し、情報共有や補完する方策の検討など、継続的な取組の支援を行います。

### 【成果目標・指標】

福祉施設入所者の地域生活への移行		
成果目標	現状 (令和元年度)	目標 (令和5年度)
福祉施設入所者数（年度末時点）	3,022人【A】	2,979人【B】
令和5(2023)年度末までの地域生活移行者数【C】 (移行割合 C/A)		144人 (4.8%)
令和5(2023)年度末時点の施設入所者減少数【A-B】 (減少割合 (A-B)/A)		△43人 (△1.4%)

※ 上記の数値は、平成24(2012)年度の児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者が引き続き障害者支援施設として利用することとした障害児施設等を除いて設定しています。

地域生活支援拠点等（システム）が有する機能の充実		
成果目標	現状 (令和元年度)	目標 (令和5年度)
地域生活支援拠点等（システム）を各市町に1か所以上確保し、その機能の充実のため年1回以上運用状況を検証及び検討している市町（年度末時点） ※1か所の拠点確保が困難な場合は、複数市町や圏域で1か所以上確保することも可能	5市 【6か所】	23市町 【32か所】

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
②各市町において実施する地域生活支援拠点等（システム）が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	33回	35回	36回

### 【関連事業】

関連事業・取組	事業内容
障害者地域生活支援体制推進事業 (県自立支援協議会運営事業【アドバイザー派遣】)	市町に相談支援アドバイザーを派遣し、自立支援協議会の運営や地域生活支援拠点等（システム）等に関する助言を行う。

## (2) 訪問系のサービスの確保

## 《現状》

- 令和2（2020）年4月1日現在、県内の指定障害福祉サービス事業者のうち、訪問系サービスの事業者数は居宅介護で585、重度訪問介護548、行動援護71、同行援護151、重度障害者等包括支援1事業所となっています。
- 平成30（2018）年度から、介護サービスと障害福祉サービスを提供する共生型サービスの制度が創設され、令和2（2020）年4月1日時点で指定を受けているのは24事業所となっています。

## 《課題》

- ヘルパー等介護人材の不足や、中山間地域においては、事業者の移動時間が長く事業運営上課題があることなどから、訪問系サービスへのニーズに対し、サービスの提供が十分に行われていない地域があります。
- 障害者の高齢化が進み、介護保険サービスへの円滑な移行が可能な共生型サービスへのニーズが高まっています。
- 重度訪問介護について、通勤や経済活動などにかかる外出時の利用は、主に本人や勤務先が費用を負担すべきものとして、制度の対象から除外されていますが、これが障害者にとって就労の障壁になっているとの声を受け、国において見直しが検討されています。
- 難病患者等については、障害福祉サービスの利用が少ない状況にあります。

## 《今後の具体的な取組》

- 研修機会の拡大を図ることなどにより介護人材の育成を促進するとともに、サービスの提供について、市町の状況把握に努め、情報共有し、必要なサービス量を確保するため、指定事務を行う市町やサービスの提供を担う事業者等と連携して対応します。
- 事業者が少ない行動援護、同行援護及び重度障害者等包括支援については、事業者への集団指導研修等を通じて事業内容の周知を図り、事業者の参入を促進します。
- 中山間地域や島しょ部など、事業者の参入が進みにくく、高齢化が進んでいる地域においては、介護保険事業者などを市町において基準該当福祉サービス事業者として認定するほか、介護サービスと障害福祉サービスを提供する共生型サービスの参入を促進するため、様々な機会において周知を図り、地域の実情に応じた事業者の確保を促進します。
- 重度訪問介護に係る国の検討状況を注視し、必要に応じて適切に対応してまいります。
- 難病患者等に対し、障害者総合支援法に基づく給付の対象である旨を引き続き周知していきます。

## 【関連事業】

関連事業・取組	事業内容
障害者総合支援法関係事業 (障害者介護サービス等給付事業)	障害者の福祉の増進を図るため、市町が支弁する障害福祉サービスの給付に要する費用の一部を負担する。

## (3) 日中活動の場の充実

## 《現状》

- 令和2（2020）年4月1日現在、県内の指定障害福祉サービス事業者のうち、日中活動サービスの事業者数は生活介護で285、自立訓練（機能訓練）6、自立訓練（生活訓練）29、就労定着支援22、就労移行支援57、就労継続支援A型86、就労継続支援B型326、療養介護11事業所となっています。
- 障害福祉サービスの訓練等給付として、市町において自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及びグループホームを実施しています。

### 《課題》

- 日中活動系サービスは、圏域単位でも事業所が存在しないサービスもあり、ニーズがあっても対応が困難な地域があります。
- 施設入所等から地域生活への移行を進めるためには、グループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援及び自立訓練等のサービスを充実させる必要があります。  
また、併せて必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することにより、地域における生活の維持及び継続を図る必要があります。障害者の重度化・高齢化への対応も求められています。
- 就労継続支援A型事業所については、平成29（2017）年度に経営破綻が相次いだことから、事業運営の健全化が求められています。

### 《今後の具体的な取組》

- サービス等の提供体制については、市町の状況把握に努め、情報共有を図るとともに、必要なサービス量を確保するため、市町や関係機関等と連携を図ります。
- 地域で不足する日中活動系サービス事業所については、整備を促進するため、国に対して国庫補助制度の拡充や報酬単価の増額等を要望します。
- 障害者の重度化・高齢化への対応が期待されている「日中サービス支援型共同生活援助」については、法により、定期的に事業の実施状況等を地域自立支援協議会等に報告し評価を受けるとともに、要望、助言等を聴取しなければならないとされており、県において定めた評価等についての標準的な取扱いにより、市町、事業所に対し適切な運営を求めています。
- 市町の障害福祉計画に沿った整備を進めるため、それぞれの市町の障害福祉計画で不足しているサービス事業の整備や、県の補助に加えて、市町が上乗せ補助を行う予定の整備については補助金の優先採択を行います。
- 就労継続支援A型事業所については、新規開設や定員変更の前に専門家会議を開き、事業計画の妥当性等に関する助言を受けながら適切な事業所の指定業務を行います。

### 【関連事業】

関連事業・取組	事業内容
障害者総合支援法関係事業 （障害者介護サービス等給付事業）【再掲】	障害者の福祉の増進を図るため、市町が支弁する障害福祉サービスの給付に要する費用の一部を負担する。
障害者経済的自立支援事業 （A型事業所適正化事業）	就労継続支援A型事業所の指定や指定変更に際して、公認会計士等による専門家会議を開催し、将来的な経営破綻の未然防止や、事業計画の改善を求め、安定的な運営に資する。

## （4）地域生活を支えるサービス等

### 《現状》

#### 〔多様な支援に向けた地域の拠点整備〕

- 安芸太田町において、「生涯活躍のまち」づくりの一環として、就労継続支援事業A型事業所と温泉やレストラン等の交流施設を一緒に整備することにより、障害者の多様な就労の場を創出するとともに、地域住民との交流や相互扶助の場づくりを推進しています。

#### 〔市町地域生活支援事業の促進〕

- 市町では、相談支援、意思疎通支援、日常生活用具の給付及び移動支援など障害者の生活の基礎となる事業や、社会的障壁の除去に向けた地域社会への働きかけの研修・啓発事業等の必須事業に併せ、利用者ニーズに応じて、福祉ホームや日中一時支援、社会参加支援など多種多様な任意事業を地域の実情に応じ実施しています。

## 〔身体障害者補助犬の普及啓発〕

- 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を育成し、給付しています。また、人権啓発行事の「ヒューマンフェスタひろしま」において、身体障害者補助犬の授与式を実施するなど、県民に身体障害者補助犬の意義、役割等について普及啓発活動を行い、理解促進に努めています。

【表 34 身体障害者補助犬の実働状況】

(単位：頭)

区分	広島県	全国
介助犬	実働なし	62 (R2.3.31現在)
聴導犬	実働なし	69 (R2.3.31現在)
盲導犬	20 (R2.3.31現在)	909 (R2.3.31現在)

## 〔軽度・中等度の難聴児支援〕

- 身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器の購入等については、障害者総合支援法の補装具費支給制度対象外となっているため、購入費用の一部を助成しており、令和元(2019)年度には補助対象を拡充しています。

## 〔障害者手帳の利便性向上〕

- 障害者手帳については、紙製の手帳形式で発行していますが、自治体の判断により、カード形式で発行することも認められています。また、国においては、マイナンバーカードとの一体化による障害者手帳のデジタル化等について検討されています。

## 《課題》

## 〔多様な支援に向けた地域の拠点整備〕

- 県としても、地域共生社会の推進に向けて、障害の有無等を問わず、誰もが主体的に地域で活躍でき、交流し、支え合うことができる活動の機会づくりを支援していく必要があります。

## 〔市町地域生活支援事業の促進〕

- 市町地域生活支援事業は、市町が地域の実情に応じて創意工夫により事業を実施できるという特性上、市町により実施される事業や事業形態が異なるなど、地域によって相違が生じるとともに、サービスの多様化に伴い事業規模は拡大していますが、国の財政的補助は十分行われていません。

## 〔身体障害者補助犬の普及啓発〕

- 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）成立後18年が経過しましたが、法律の目的及び補助犬への理解が進んでいないことなどから、身体障害者補助犬の施設への同伴入場は必ずしも円滑に受け入れられていません。

## 〔軽度・中等度の難聴児支援〕

- 言語やコミュニケーション能力の向上、学習機会の確保など難聴児の健全な発達等のため、助成を通じて、補聴器の装着時期を逸することなく早期装着を促すことが必要です。

## 〔障害者手帳の利便性向上〕

- カード形式での障害者手帳の導入について国の財政的補助がないことや、国におけるマイナンバーカードとの一体化の検討の熟度が高まっていないことなどから、障害者手帳のデジタル化は進んでいません。

## 《今後の具体的な取組》

## 〔多様な支援に向けた地域の拠点整備〕

- 地域共生社会の推進に向け、安芸太田町での障害福祉サービス事業を活用した地域づくりの取組等好事例の普及や、このような取組を目的とした施設整備を支援等することにより、障害者が地域社会に積極的に参画できる拠点整備を推進していきます。

## 〔市町地域生活支援事業の促進〕

- 地域の実情にあった柔軟で効果的なサービスが提供されるよう、県内市町の状況把握に努め、その取組の情報共有を図るとともに、必要な助言や調整等により、市町の取組を推進します。また、各市町が必要なサービスを安定的に提供するには、国の十分な財政措置が必要であるため、引き続き、他県と連携して要望するなど、国への働きかけを行います。

## 〔身体障害者補助犬の普及啓発〕

- 身体障害者補助犬の育成・給付を継続するとともに、身体障害者補助犬の同伴入場が円滑に受け入れられるよう、人権啓発行事の「ヒューマンフェスタひろしま」において、県民に広くその意義、役割等について周知するほか、飲食店、商業施設、医療機関など業種別団体等に対し、身体障害者補助犬に関する理解と対応について普及啓発に努めます。

## 〔軽度・中等度の難聴児支援〕

- 軽度・中等度の難聴児の補聴器購入等を助成することにより、補聴器の早期装用を促し、将来的に自立した日常生活を営むことができるよう、言語能力の発達を支援します。
- 補装具費支給制度の対象や基準等の動向を注視しつつ、また、市町や専門家と連携しながら、支援体制の強化を図ります。

## 〔障害者手帳の利便性向上〕

- 障害者手帳のデジタル化については、国や他の都道府県・指定都市の動向を注視しながら、県内市町と連携し、障害者手帳所持者の利便性向上につながるよう、導入の時期や方法について検討を進めます。

## 【関連事業】

関連事業・取組	事業内容
市町地域生活支援事業【再掲】	障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町が実施する地域生活支援事業に対し、補助を行う。
障害者社会参加推進事業 (身体障害者補助犬育成事業)	社会活動への参加に効果があると認められる重度の身体障害者に身体障害者補助犬を給付する。
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	補聴器を必要とする軽度・中等度の難聴児に対し、市町が行った補聴器購入費の助成額の1/2を補助する。

## 2 住まいの場の確保

## (1) 居住系のサービス基盤の整備

## 《現状》

- 令和2(2020)年4月1日現在、県内の指定障害者支援施設(施設入所支援)は70施設、共同生活援助(グループホーム)の事業所数は141、短期入所(ショートステイ)の事業所数は198となっています。

## 《課題》

- 地域生活への移行を促進するための受け皿となるグループホームについて、増加傾向にあるものの、設置されていない市町も2市町あるなど、サービスを利用しにくい地域があるほか、グループホーム入居者も障害の重度化・高齢化が進んでおり、それらへの対応が求められています。

### 《今後の具体的な取組》

- グループホームが不足している地域では、社会福祉施設整備費補助金の優先的な採択による新設や既存建物の利活用（賃貸の建物の活用を含む。）などにより、必要なサービス量の確保に努めます。
- グループホームの整備に当たっては、障害の重度化・高齢化に対応できるよう、平成 30（2018）年度から新たに創設された、常勤の看護職員等の配置や短期入所等の体制を備えた「日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）」の参入促進を図ります。

### 【関連事業】

関連事業・取組	事業内容
社会福祉施設整備費補助金 （障害福祉サービス事業所等整備費補助金） 【再掲】	社会福祉法人等が設置する障害福祉サービス事業所等の創設、改築及び大規模修繕等の整備に要する経費を補助する。

## （2）住宅の確保

### 《現状》

- 障害者を含む住宅確保要配慮者が入居できる民間賃貸住宅の仲介を行う事業者（協力店）・居住の支援を行う団体（支援団体）の登録、居住支援法人の指定及び情報提供等を実施しています。

【表 35 広島県あんしん賃貸支援事業登録状況（令和 2（2020）年 9 月末現在）】

登録区分	登録数
協力店	54 店
支援団体	1 団体

【表 36 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律における居住支援法人の指定状況（令和 2（2020）年 9 月末現在）】

指定法人	指定数
居住支援法人	4 団体

- 県営住宅の一部の住戸で、社会福祉法人がグループホーム等として目的外使用することを認めています。

### 《課題》

- 広島県あんしん賃貸支援事業等について、住宅確保要配慮者へ十分周知が図られていません。
- 県営住宅をグループホーム等としての使用を認めるに当たっては、消防法令及び建築基準法令上の整理等が必要ですが、平成 27（2015）年度の消防法の改正により、より一層使用を認めることが困難な状況になっています。

### 《今後の具体的な取組》

- 障害者を含む住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する支援策等について協議するために設立した広島県居住支援協議会を活用し、効果的に情報を提供することで、事業の周知を図ります。
- 社会福祉法人等から県営住宅の目的外使用における相談があった場合、関係法令の整理等が可能であれば、地域生活を営む場として活用できるよう取り組みます。

## 3 相談支援体制の構築

## (1) 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の構築

## 《現状》

- 近年、家族や地域の支え合い機能が低下し、地域のつながりが薄まる中で、従来の福祉制度により対応してきた課題に加えて、ダブルケアや 8050 問題などの複合的な課題や制度の狭間の問題が顕在化しており、既存の制度では解決が困難になっています。

## 《課題》

- 複合的な課題や制度の狭間の問題の解決に当たっては、地域での見守り合いや支え合いを進めるための地域づくり、生きづらさを感じている人へのアウトリーチ、地域と専門職、専門職間の分野横断的な連携を密にする必要があります。
- また、身近な圏域から市町域までの切れ目のない連携と、専門職・関係機関の連携を強化する必要があり、住民と専門職、専門職同士のつながりをコーディネートできる専門職が求められています。

## 《今後の具体的な取組》

- 障害者をはじめ、高齢者、子育て、就労、ひきこもり等の複合的な課題や制度の狭間の課題を解決していくため、各分野が連携して総合的に対応できる包括的な相談支援体制の構築を推進します。
- 地域の生活課題を早期に発見し、関係専門機関などの支援に着手につなげていくため、アウトリーチによる課題の掘り起こしや、住民と専門職等との協働を後押しするコーディネーターを市町に配置する取組を支援します。

## 【成果目標・指標】

指標	現状 (令和2年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
②包括的な相談支援体制の構築に着手した市町数	8市町	11市町	15市町	19市町

## 【関連事業】

関連事業・取組	事業内容
地域共生社会推進事業	住民等の多様な主体が協働して、地域が抱える課題解決を図る活動を支援するとともに、重層的なセーフティネット構築に向けた市町の取組を支援する。
重層的支援体制整備事業交付金	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する「重層的支援体制整備事業」を実施する市町に県補助金を一括交付する。

## (2) 身近な地域における相談

## 《現状》

- 市町において、障害者の相談に応じる相談支援事業が行われています。
- 地域における障害者等への支援体制に関する課題を共有するとともに、市町障害者自立支援協議会の取組を活性化するため、アドバイザー派遣による助言等により、市町等への支援を行っています。

【表 37 アドバイザー派遣状況】

(単位：市町、人)

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
派遣市町数	9	10	11	11	11	9	7
派遣人員	12	24	27	27	27	18	11

- 基幹相談支援センターは地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援など相談支援の中核的な役割を担うものであり、令和 2（2020）年 3 月末時点で 8 市（うち広島市は 8 区全て）が設置しています。

【表 38 基幹相談支援センター設置市町数】

(単位：市、か所)

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
設置市町数 (か所数)	4 (8)	5 (12)	5 (13)	5 (13)	5 (13)	5 (13)	8 (16)

- 障害福祉サービスの支給決定プロセスについて、平成 27（2015）年度から、市町が支給決定を行うに際し、障害福祉サービス、地域相談支援及び障害児通所支援の利用者に対する支援の一環として、支給決定に係る申請があった全ての申請者に対して、サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の提出が求められており、サービスの利用も増加しています。
- 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域社会の実情の把握を行うとともに、生活上の様々な課題を抱える住民からの相談を受け、行政や関係機関等と連絡調整するなど、地域において重要な役割を担っています。
- 民生委員・児童委員の活動を支援するため、県民生委員児童委員協議会や地区民生委員協議会が実施する研修等の事業に対する活動費の助成を行っています。

### 《課題》

- 市町は、障害者等の相談に応じ、情報提供や助言等が適切に行われるよう、地域の相談支援体制の充実を図る必要があります。
- 市町の障害者自立支援協議会の運営については、関係機関相互の連携強化のための工夫など効果的な運営を行っている市町がある一方で、機能が十分活かされていない市町もあります。
- 地域の相談支援の中核的な機関である「基幹相談支援センター」の設置を促進する必要があります。
- 計画相談支援及び障害児相談支援を円滑に実施するため、資格、経験等を活かし、将来展望を持って相談支援事業所で働き続けることができる相談支援専門員を確保する必要があります。
- また、障害者等のニーズを十分に把握し、本人の希望する生活を実現するためのサービス利用支援に資するよう、相談支援専門員の質的向上と量的確保を図る必要があります。
- 民生委員・児童委員については、少子高齢社会の進展等に伴い、地域の中の複雑・多様化した相談への対応などが求められている一方、個人情報保護意識の高まりなどにより、住民の生活状況の把握が困難になっていることなどから、その活動負担も大きくなっています。
- 定年制の延長に伴って企業・事業所等で働きながら民生委員・児童委員の活動を兼務する人員の数を増やしていく必要があり、働く世代が委嘱を受けやすい制度や仕組みづくりを推進していく必要があります。

### 《今後の具体的な取組》

- 引き続き、市町にアドバイザーを派遣し、相談支援体制の整備や市町障害者自立支援協議会の役割等について助言等を行い、協議会において、当該市町の障害福祉の在り方等について積極的な議論が行われるよう、協議会の取組の活性化を図ります。
- 基幹相談支援センターの設置促進に向けて、市町に対し、国の財政支援制度を活用しながら、地域の実情に応じた相談支援体制として整備するよう助言をしていきます。



- 各市町の基幹相談支援センター等による専門的な助言・指導及び人材育成や、地域において指導的役割を担う主任相談支援専門員の養成を通じ、地域の相談支援体制を強化します。
- 民生委員・児童委員のなり手不足を解消するため、民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりに向け、広く県民等に対して民生委員の法的な位置付けのほか、地域住民や各種相談機関等の専門機関等にとって重要な役割を担っていることや、その活動内容などについて普及啓発するとともに、働く世代の方へのアプローチとして、県内企業への広報など、経済界への働きかけを行います。
- 引き続き、県民生委員児童委員協議会や地区民生委員協議会が行う研修会、情報交換会などの活動費に対する助成を通じ、民生委員・児童委員のスキルの向上を図ります。

【成果目標・指標】

相談支援体制の充実・強化	
成果目標	目標 (令和5年度)
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	23市町

【関連事業】

関連事業・取組	事業内容
障害者地域生活支援体制推進事業 (県自立支援協議会運営事業【アドバイザー派遣】)【再掲】	市町に相談支援アドバイザーを派遣し、自立支援協議会の運営や地域生活支援拠点等(システム)等に関する助言を行う。

(3) 専門的・広域的な相談支援

《現状》

- 発達障害児(者)に対する相談・普及啓発・研修などに関する県内の総合拠点として、広島県発達障害者支援センターを設置し、発達障害のある当事者やその家族への直接支援のほか、一次支援機関である市町等関係機関への助言、研修、関係機関調整等を行っています。

【表39 広島県発達障害者支援センターの主な事業内容】

相談支援	本人・家族・関係者からの相談	普及啓発・研修	リーフレット配布、講師派遣
発達支援	アセスメント、支援計画、支援会議等	支援体制整備	市町への実態調査活動、支援体制整備検討委員会への出席助言
就労支援	アセスメント、就労支援機関との連携、企業訪問	人材育成	発達障害支援者各種研修
機関連携	コンサルテーション、ケース会議、各種委員会への出席、出張相談会	事業(所)のバックアップ	健診・保育所の環境設定、保育所支援事業(学習会・ジョブトレーニング)、発達障害専門相談会等
家族支援体制整備	ペアレントメンター研修、家族支援関係者会議、ペアレント・トレーニング	その他	当事者活動支援、親の会との連携

【表40 広島県発達障害者支援センターの相談・研修の状況】

(単位:人、件)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談(実人数)*	253	268	317	359	357	382	414
相談(延件数)*	1,008	979	1,181	1,324	1,484	2,363	2,283
研修(件数)	87	113	121	112	114	67	64
研修(参加人数)	2,551	2,354	3,302	3,295	3,135	4,027	3,140

※電話相談を含まない。

- 県では、難病対策センターを設置し、地域で生活する難病患者等への日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進などを実施するとともに、出張就労相談などハローワークと連携した就労支援を行っています。

また、広島難病団体連絡協議会に委託し、難病患者等へのピアサポート事業を実施しているほか、各保健所においても難病相談会・患者交流会を実施しています。

【表41 難病対策センターの相談状況】

相談件数			主な相談内容（令和元年度）	相談の多い疾患（令和元年度）
平成29年度	平成30年度	令和元年度	難病支援事業 疾患・症状等病気に関すること 医療費助成等経済面に関すること 医療機関・ケア'北''お'など 就労支援	パーキンソン病 筋萎縮性側索硬化症 脊髄小脳変性症 潰瘍性大腸炎 クローン病
1,015件	1,177件	964件		

- こども家庭センターでは、知的障害児（者）への専門的な相談や心理学的判定に応じるとともに、障害児の施設入所等の必要な支援を行います。また、子供の発達にかかる相談や児童虐待相談への対応等を実施しています。

【表42 こども家庭センターにおける相談種別受付状況】

(単位：件)

種別	平成29年度	平成30年度	令和元年度
心身障害	1,806	1,802	1,799
養護	2,527	2,900	3,361
育成	197	200	159
非行	279	199	170
その他	36	31	30
計	4,845	5,132	5,519

- 県では、ろうあ者専門相談員を関係6機関に配置し、意思疎通が難しい聴覚障害者の更生援護等の相談に応じています。

【表43 ろうあ者専門相談員の活動状況】

(単位：件)

年度	家族関係	生活・生計	職業職場	住居	健康・医療	教育・育児	福祉サービス	日常生活用具・補装具	年金・保険	各種制度	災害	通訳	その他	計
平成29年度	77	348	97	62	270	36	46	65	22	39	8	249	77	1,396
平成30年度	92	398	57	44	325	5	51	100	45	38	54	234	109	1,552
令和元年度	91	466	81	40	269	25	71	420	46	55	12	152	3	1,731

### ＜課題＞

- 発達障害児（者）とその家族が、身近な地域・市町で個々の特性に応じた適切な支援を受けられるよう、一次支援機関である市町、事業所等へのバックアップや、保育所、学校、職場等における支援者のスキル向上等、相談支援の充実を図る必要があります。
- 難病患者の多くは、地域で生活しながら病気の療養等を行っており、難病患者が安心して在宅療養をおくることができる相談体制の提供が求められています。

また、難病の最新の医療情報や専門的医療を受けることができる医療機関情報等を提供できる体制が求められています。

- 子供の発達に関する相談に関連し、育てにくさのある子供の子育てで児童虐待の未然防止が図られるよう、より早期の相談支援を充実させる必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 発達障害者支援センターは、機関コンサルテーションや支援者に対する研修等を行うとともに、二次的支援機関として現場をサポートする取組を充実していきます。
- 発達障害に関する医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関により構成された支援連携委員会において、早期把握から発達支援、教育支援、就労支援など、ライフステージを通じて継続した支援体制の充実に向けて連携、支援に取り組んでいきます。
- 難病患者等やその家族の不安解消を図るため、引き続き、難病対策センターや各保健所による難病相談や患者交流会及び広島難病団体連絡協議会によるピアサポート事業を実施します。
- 難病患者や難病の疑いがある方の相談を受けるとともに、相談内容に応じて適切な医療機関を紹介できる難病診療カウンセラー等を難病診療連携拠点病院等に配置することを検討します。
- 育てにくさのある子育ての相談・支援を、できるだけ早期に身近な市町で受けられる体制づくりのために、市町の子ども家庭総合支援拠点の設置を推進し、児童虐待の未然防止へつなげていきます。

【成果目標・指標】

指 標		現状(令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
② 県及び広島県発達障害者支援センターの取組状況	発達障害者支援地域協議会（発達障害児（者）支援連携委員会）の開催回数	2回	2回	2回	2回
	発達障害者地域支援マネジャーの配置人数	2人	2人	2人	2人
	発達障害者支援センター実相談利用者数*	414人	421人	428人	435人
	発達障害者支援センター相談支援件数	2,283件	2,455件	2,627件	2,799件
	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数（延）	138件	148件	151件	155件
	発達障害者支援センター助言件数	78件	81件	84件	87件
	発達障害者地域支援マネジャー助言件数	67件	67件	67件	68件
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関や地域住民への研修、啓発件数	146件	146件	146件	147件	
③ 小児慢性特定疾患児交流会事業実施か所数	5か所	7か所	7か所	7か所	

\*電話相談を含む。

【関連事業】

関連事業・取組	事業内容
発達障害者支援センター運営事業【再掲】	発達障害者支援法に基づき、発達障害児（者）や家族に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターを運営する。
難病患者地域支援事業	難病患者のための相談、支援及び在宅療養生活の支援に係る助成を行う。
難病相談等支援事業【再掲】	難病対策センターを設置し、相談や就労支援等を行う。
小児難病相談事業	小児難病患者等への総合的な支援を行うため、相談事業及び交流事業等を行う。
ろうあ者専門相談員設置費	手話等によって聴覚障害者からの各種相談に応じるため、ろうあ者専門相談員を県関係6機関に配置する。

## 4 良質な障害福祉サービス等の提供

## (1) 質の確保

## 《現状》

- 県及び市町では、事業者に対して運営基準等の遵守状況を確認するため、定期的に実地指導を実施し、自ら提供するサービスの自己評価を行うよう指導しています。
- 事業者が適切なサービスを提供するために必要な情報を共有するため、制度改正や報酬改定等について、事業者への集団指導研修等を実施しています。
- 障害者総合支援法等の一部改正により、障害福祉サービス等の情報公表制度が創設され、平成 30 (2018) 年度から施行されました。
- 就労継続支援A型事業所は、令和 2 (2020) 年4月1日現在、県内で 86 事業所があり、雇用契約の締結による雇用機会の提供や、就労の知識・能力向上の訓練等を行う事業所として、障害者が自立した日常生活・社会生活を営むことに寄与しています。
- 就労継続支援事業所等において、利用者の生産活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のため、各利用者の作業能力を把握し、必要な支援方法を検討する作業アセスメントの実施が求められています。
- 障害福祉サービスを含めた介護分野において人材不足の解消と生産性の向上を図るため、ICT・ロボット等の技術開発が進んでいます。
- 県では、福祉サービス第三者評価を実施する「広島県福祉サービス第三者評価推進委員会」を広島県社会福祉協議会に設置しています。この委員会では、評価基準の策定、評価調査者の養成、評価機関の認証及び福祉サービス事業者への普及啓発などを行っており、事業者の受審促進等を図るため、平成 29(2017)年4月から推進体制を強化しています。  
また、事業者の受審結果は、独立行政法人福祉医療機構 WAM NET で公表しています。

## 【第三者評価の対象となる福祉サービス】

高齢者の分野：特別養護老人ホーム、老人保健施設、通所介護事業所、訪問介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウスを含む。）

児童の分野：保育所、児童養護施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設

障害者の分野：障害者（児）施設（入所・通所）

【表 44 広島県福祉サービス第三者評価件数】

(単位：件)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
評価件数	24	35	40

## 《課題》

- 実地指導の標準化を図るため、市町職員を対象にした研修の実施や、県が実地指導を行っていない障害福祉サービスに係る市町の指導状況を把握する必要があります。
- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、情報公表制度の効果的な活用により、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図る必要があります。
- 就労継続支援A型事業所については、平成 29 (2017) 年度から指定（運営）基準等の一部改正が行われましたが、県内では、生産活動の収益で利用者の賃金を賄うという指定基準を満たすことができない事業所が約6割あり、また、経営破たんにより多数の利用者が突然解雇される事案が発生しており、経営の改善等を図る必要があります。
- 就労継続支援事業所等においては、人員や知見等の不足により、全ての利用者による作業アセスメントを実施している状況ではありません。

- 障害福祉サービス事業所において、導入コスト等の問題によりICT・ロボットの活用が進んでいません。
- 県の第三者評価受審件数が少ないため、事業者に対する第三者評価の有効性の周知が進んでおらず、利用者が事業者の提供するサービスを選択する機会が少なくなっています。

《今後の具体的な取組》

- 実地指導を担当する市町職員を対象とした研修等の実施及び県が実施した障害福祉サービス事業者等への監査結果の伝達により、指導ノウハウの普及や事業者情報の共有化を図るとともに、市町へ権限移譲を行った障害福祉サービス事業については、市町が実地指導を行う上での障害福祉サービス等報酬や制度等の問題点を把握し、必要に応じて、国に働きかけるなど、市町と連携し障害福祉サービスの質の向上を図ります。
- 障害福祉サービス事業所の新規指定に当たっては、申請の前段階で事業計画が適切か判断し、不適切であれば修正を求めるなど、事前協議を行うことを徹底します。
- 情報公表制度について、より多くの利用者や相談支援専門員等が活用できるよう普及啓発に向けた取組を実施し、障害福祉サービスの質の向上を図ります。
- 指定基準を遵守するように就労継続支援A型事業所を指導するとともに、平成30(2018)年12月の広島県障害者自立支援協議会において取りまとめた就労継続支援A型事業所に係る経営破たん事業の検証報告を踏まえて、新規の事業所指定や定員変更に当たっては、経営や会計等の専門家による会議を開催し、助言を求め、指定・指導の適正化や経営支援など再発防止策に取り組みます。
- 多くの利用者に作業アセスメントが実施されるよう、書式の作成、事業所への周知を行います。
- 障害福祉サービス事業所におけるICT、ロボット等の導入について、先進導入事例の紹介や国庫補助事業の活用等を通じ、事業所の生産性の向上を支援します。
- 事業者に対して、第三者評価事業が適切に実施されるよう、県が推進組織に示した、事業の実施に関する基本方針に基づき、事業の実施状況を把握するとともに、必要な助言を行います。  
また、推進組織体制整備を強化するとともに、この推進組織と連携して、事業者への研修会等で第三者評価の必要性や福祉サービスの質の向上について普及啓発し、第三者評価が事業者に定着するよう努めます。

【成果目標・指標】

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
成果目標	目標 (令和5年度)
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	県, 23市町

指標		現状(令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
④都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有	体制の有無	無	有	有	有
	共有回数	0回	1回	1回	1回

## 【関連事業】

関連事業・取組	事業内容
障害者経済的自立支援事業 (A型事業所適正化事業)【再掲】	就労継続支援A型事業所の指定や指定変更の際して、公認会計士等による専門家会議を開催し、将来的な経営破綻の未然防止や、事業計画の改善を求め、安定的な運営に資する。
障害福祉サービス等デジタル技術導入支援事業	障害福祉の現場における介護業務の負担軽減と障害福祉サービスの安全・安心を確保するため、事業所におけるロボット及びICT機器の導入を支援する。

## (2) 人材の育成・確保

## 《現状》

〔障害者支援に携わる者等の人材育成〕

- 市町において設置している身体・知的障害者相談員の相談活動が地域間格差なく充実が図られるよう、県内広域で研修を実施しています。
- 平成26(2014)年度に広島県障害者自立支援協議会相談支援・研修部会において策定した「人材育成ビジョン」に基づき、相談支援従事者の初任者研修や現任研修を実施しています。

【表45 相談支援従事者初任者研修実施状況】

(単位：人)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
5日間研修修了者数	370	302	323	314	264

- 令和2(2020)年3月末現在、サービス等利用計画案の作成率は94%、障害児支援利用計画案の作成率は87%ですが、セルフプランの割合が5割を超える市町もあります。
- サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者については、令和元(2019)年度から法定の更新研修が設定され、現任者を対象とした研修を実施しています。
- 介護職員等による喀痰吸引等業務については、医療や看護との連携による安全確保が図られているなどの一定の条件の下、研修を実施しており、登録研修機関、登録特定行為事業者及び認定特定行為業務従事者の登録数については、年々増加しています。

【表46 県喀痰吸引等の実施状況(登録機関の状況・令和2(2020)年4月1日現在)】

(単位：機関、事業所、件)

登録研修機関			登録特定行為 事業者	認定特定行為業務従事者認定件数			
第1号	第2号	第3号		第1号	第2号	第3号	経過措置
21	38	13	624	540	1,934	2,162	4,960

- 重度訪問介護や同行援護、行動援護等に従事する人材の育成については、指定研修事業者の指定手続の見直しを行い、研修機会の拡大を図るなど、積極的な受講を促進しています。

〔福祉・介護人材の確保〕

- 広島県社会福祉人材育成センターによる求人・求職に係るマッチングのための無料職業紹介、合同就職説明会等を行っていますが、多くの福祉・介護施設において人材の不足感があり、他産業に比べ全体的にマイナスイメージが大きく、有効求人倍率についても、福祉・介護分野は、依然として高い水準で推移しています。

- 行政や関係団体で構成する「福祉・介護人材確保等総合支援協議会」（以下、「協議会」という。）を中心として、①人材のマッチング、②職場改善・資質向上、③イメージ改善・理解促進の3つの柱に沿った施策を総合的に推進しており、優良事業所の認証を行う「魅力ある職場宣言制度」の認証数が210法人、小中高大学への出前講座が約80校、6,000名となるなど、現場の職場改善や理解促進の裾野が広がっています。
- 平成20（2008）年度から開始された経済連携協定（EPA）に基づき、令和2（2020）年5月末現在で8名の介護福祉士候補者が県内の障害者支援施設で就労・研修するとともに、平成29（2017）年度から技能実習制度や在留資格に「介護」が追加されています。

### 《課題》

#### 〔障害者支援に携わる者等の人材育成〕

- 相談支援従事者初任者研修の受講定員を拡大するためには、研修のグループワークにおいて、指導力を備えた演習グループリーダー（相談支援専門員）を多数確保する必要があります。
- 障害福祉サービス等が適切に提供されるためには、障害福祉サービス事業所等の従事者の人材育成を図り、資質向上を図る必要があります。また、障害者の雇用や就労ニーズの高まりによって、資質の高い従事者等による継続的な支援が求められています。
- 高度で専門的な見識、技術を必要とする研修は、事業者単位で取り組むことが困難なため、行政や職能団体等による支援を行う必要があります。
- 介護職員等による喫煙吸引等業務の従事者については、今後、後期高齢者が増加傾向であることから、さらに研修機関や認定特定行為従事者を養成していく必要があります。
- 障害福祉サービスに係る福祉・介護職員の賃金は低い状況にあります。

#### 〔福祉・介護人材の確保〕

- 離職率については、全産業と比較し、高い水準であるとともに、3年未満の介護職員の離職率が68.7%と高く、「入ってもすぐ辞めてしまう」ことにより、組織としての知識やノウハウが溜まりにくく、サービスの質や介護職員のモチベーションが維持できないという悪循環に陥ることが懸念されます。
- 福祉・介護業界に対するイメージを改善していく必要があります。
- 福祉・介護人材確保等関連施策の更なる成果を上げるためには、協議会の構成員である事業所団体や職能団体等の当事者としての牽引力を高め、引き続き、一体的な取組や推進体制が必要です。
- 新型コロナウイルスの感染拡大防止により、合同就職説明会など中止が相次ぎ、マッチングができないことや、福祉・介護サービスの提供が難しくなることが懸念されます。
- 国内人材の最大限の活用はもとより、高度の専門的な知識及び技術を有する外国人材の活用が重要となります。
- また、経済連携協定（EPA）に基づく介護福祉士候補者が、所属する障害者支援施設等で円滑に就労・学習し、地域の中で安心して生活できるよう環境整備を支援していく必要があります。

### 《今後の具体的な取組》

#### 〔障害者支援に携わる者等の人材育成〕

- 指導力を備えた相談支援専門員を育成するため、国が実施する相談支援従事者指導者養成研修への計画的な人材派遣を行います。
- 平成30（2018）年度報酬改定により創設され、相談支援に関して指導的役割を担う人材である主任相談支援専門員の計画的な養成・確保に取り組み、相談業務の量的拡大によるセルフプランの改善・解消や質的向上を図ります。
- サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者の人材育成については、引き続き、フォローアップ研修を実施するとともに、令和元（2019）年度から、新たに創設された基礎、実践、更新研修に取り組みます。

- 介護職員等による喀痰吸引等業務の従事者の養成については、制度の周知を図るとともに喀痰吸引等研修の受講ニーズを把握しながら、研修実施体制の整備等を図ります。
- 福祉・介護職員の賃金の改善に向けて、福祉・介護職員処遇改善加算及び特定加算を事業者に周知するなど、福祉・介護職員の処遇改善に取り組みます。

## 〔福祉・介護人材の確保〕

- 将来にわたって質の高い福祉・介護人材が安定的に確保されるよう、広島県社会福祉人材育成センターや協議会を中心として、引き続き、①人材のマッチング、②職場改善・資質向上、③イメージ改善・理解促進等に向け総合的に取り組みます。
- 安定的な人材の確保・定着のためには、幅広い人材のライフスタイルに応じた多様な働き方のできる環境整備や優良法人の「見える化」を行うとともに、職員が誇りを持って安心して働ける職場環境づくりに向け、関係団体等と連携して取り組みます。
- 小中高大学生や教員、保護者等についても幅広く理解促進を図り、介護・福祉業界に対する親しみやすさや関心を持っていただき、就職の際の選択肢のひとつになるよう支援します。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、WEB等による資質向上に向けた研修や、デジタル技術や介護ロボット等を活用し、従事者の負担軽減を図るなど福祉・介護人材の確保・育成・定着を図ります。
- 外国人材の受入れに関する制度の基本的な理解を進めるとともに、ノウハウやリスクマネジメント情報の整理・共有を行うなど、わかりやすいガイドブックを作成するとともに介護現場への外国人材の適切な受入れを促進します。
- また、経済連携協定（EPA）に基づいて県内の施設で就労・研修中の介護福祉士候補者の学習支援や施設研修担当者への支援を行うとともに、県内で就労する外国人材に対して施設を超えた交流の機会をつくります。

## 【関連事業】

関連事業・取組	事業内容
障害者地域生活支援体制推進事業 (障害者相談支援従事者等研修事業)	相談支援従事者、障害支援区分認定調査員、市町審査会委員等の研修を実施する。
福祉・介護人材確保等総合支援事業	広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会を中心とし、行政や関係団体が一体となり、福祉・介護人材の確保・育成・定着に向けた取組を総合的に推進する。
社会福祉人材育成センター設置事業	広島県社会福祉人材育成センターを拠点として、福祉・介護人材のマッチングに向け、相談、職場体験、事業所の紹介、合同求人面談会等を実施する。

## 5 災害、感染症対策の推進

## 《現状》

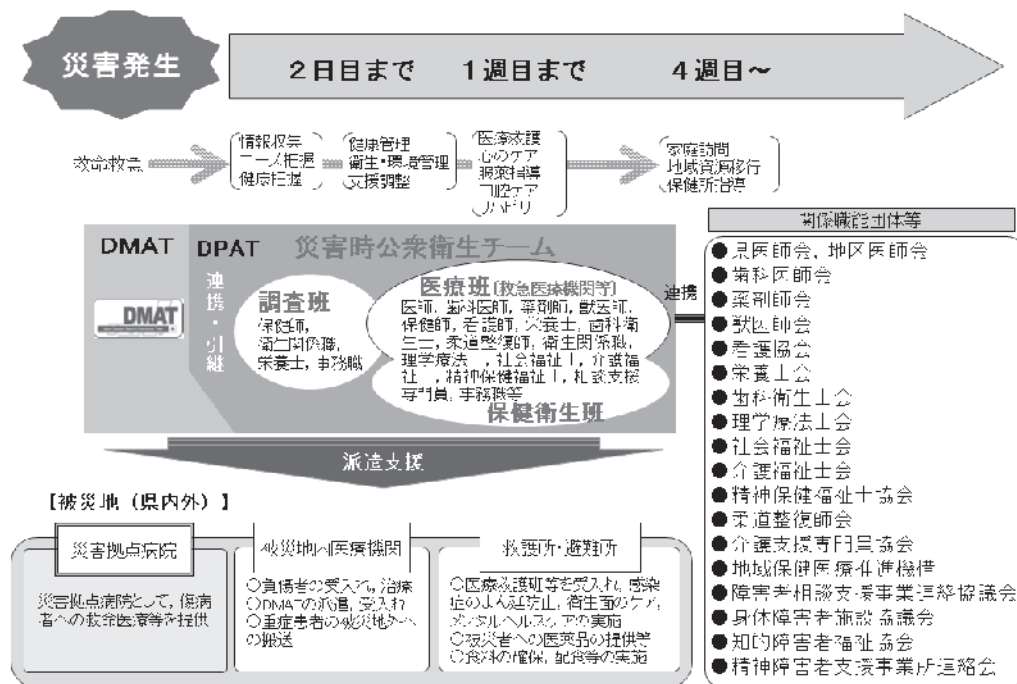
## 〔災害に対する備え〕

- 「みんなで減災」県民総ぐるみ運動において、障害者、高齢者など県民が、災害から命を守るため適切に行動できることを目指しています。
- 避難行動要支援者名簿は全市町で作成されていますが、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の避難を支援する個別避難計画の策定は、令和2年（2020）年10月1日現在で、全市町において策定中です。
- 令和2（2020）年3月に厚生労働省調査研究事業として、「避難行動要支援者に対する個別計画作成における計画相談支援事業者等の協力に関する調査・研究事業」が取りまとめられ、令和2（2020）年度からの相談支援専門員研修のカリキュラムに要支援者に対する個別避難計画作成等が追加されました。



- 令和2（2020）年10月1日現在、市町における福祉避難所の指定状況は23市町で444施設となっています。
- 災害時の避難において要支援者である障害者を支援する事業所に対しては、災害発生時に備えた非常災害対策計画の作成や定期的な避難訓練が義務付けられており、各事業所における対応状況について、指導検査及び書面監査の機会に確認を行っています。
- 県医師会で運用している「ひろしま医療情報ネットワーク（HM ネット）」において、災害時の医療に必要な患者情報を盛り込んだ電子版「命の宝箱」や、患者搬送時に消防が患者情報を参照できる「救急支援・災害対策システム」を構築しています。
- 発災直後は、避難行動要支援者名簿等に基づき、早急に要支援者の安否確認等の状況把握を行うとともに、被災者や避難者の状況により迅速に福祉避難所を立ち上げ、避難者の的確な受け入れを行います。
- 災害時公衆衛生チーム（福祉チーム）を協定書締結団体の相談支援専門員で編成し、被災地における戸別訪問や安否確認、福祉ニーズの把握、緊急を要する場合は市町への報告や医療・福祉施設への移送等につなげる役割を担う体制を整えており、平成30（2018）年7月豪雨災害において、活動を実施しました。

【図7 災害時公衆衛生チームの活動イメージ】



- 障害者や要支援者が災害発生時に必要な日頃の備えについて、広島県障害者社会参加推進センターで作成した「防災ガイドブック」により普及啓発を行っています。
- ストーマ装具装着者が避難所等で生活する際に必要なオストメイト専用ポータブルトイレを備蓄しています。

〔感染症に対する備え〕

- 高齢又は基礎疾患を有する障害者については、感染症にかかった場合、重症化のリスクが高く、特に入所施設においては利用者の高齢化が進んでおりハイリスクな状態にあります。
- 市町の基幹相談支援センターや委託相談支援事業所がひっ迫した状態になった場合に、市町からの派遣要請により、災害時公衆衛生チーム（福祉チーム）協定書締結団体の相談支援専門員が戸別訪問等による現状把握を実施し、家族等介護者への助言や障害福祉サービスや関係機関へのつなぎ等、集中的に支援する体制を整えています。

### 《課題》

#### 〔災害に対する備え〕

- 「みんなで減災」県民総ぐるみ運動において、障害者、高齢者など県民が災害から命を守るため適切に行動できるよう、取組を展開する必要があります。
- 民生委員、自主防災組織、社会福祉協議会等の避難支援者への避難行動要支援者名簿の提供について、要支援者本人の同意が得られず進んでいない地域があります。
- 高齢者や障害者などが参加する避難訓練を繰り返し行うなど、支援体制の実効性を高める必要がありますが、避難支援を行う支援者の確保等が課題となっています。
- 要支援者に対して、平時から地域の防災計画等と連携し、サービス等利用計画などを活用し、計画相談支援事業者による個別避難計画作成協力手順の明確化や作業を進めていく必要があります。
- 避難所での感染防止のため、引き続き、福祉避難所の確保を進める必要があります。また、福祉避難所に指定又は協定を締結した施設について、高齢者や障害者等の要支援者の特性に応じた環境を確保し、受入体制を整備していく必要があります。
- 避難所において、早期の段階から、要支援者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活の中の生活機能の低下等の防止を図るため、要支援者に対する必要な支援体制を確保する必要があります。
- 災害発生時にも障害福祉サービスがなければ生活が困難な障害者を対象とする事業継続（BCP）計画については、国からガイドラインが示されているものの、多くの事業所が未作成の状況です。
- HMネットで構築した電子版「命の宝箱」や「救急支援・災害対策システム」が災害時に有効に活用されるため、県民をはじめ、医療機関や消防機関等をターゲットとして、HM ネット自体の普及を進める必要があります。
- 災害時には、県及び市町において、被災した要支援者等に関する情報収集を迅速に行い、関係機関が連携して個別支援を的確に行う体制の整備が求められています。
- 医療的ケア児等の災害発生時の避難先について、医療依存度の高い障害児（者）が避難できる医療機関や、事業所等が不足しており、また、医療的ケア児等に関する情報は、医療、福祉、母子保健、教育等に跨り、情報共有が困難であるため、各市町においても、要支援者として十分把握できていません。
- 聴覚障害者が災害発生時に避難所等で生活する際の情報保障として、手話通訳者の派遣や、遠隔手話通訳サービスによる支援が必要であり、避難所等へ速やかに手話通訳者を派遣できる体制の整備が求められます。
- 「防災ガイドブック」の内容を定期的に見直し、県民に対する周知広報が必要です。
- オストメイト専用ポータブルトイレが避難所等に速やかに設置できるよう、備蓄台数の充実が必要です。

#### 〔感染症に対する備え〕

- 災害と同様に、感染症の場合も、障害福祉サービスがなければ生活が困難な障害者を対象とする事業継続（BCP）計画が必要ですが、多くの施設が未作成の状況です。
- 感染症の拡大状況によっては衛生用品の需給の逼迫により市中での購入が困難となることが予想されます。
- 未知の感染症が発生した場合には、感染症の専門家ではない障害福祉サービス事業所の職員や利用者の不安や混乱が増大するため、研修などの正しい知識を得る機会が求められています。
- 地域において感染症が拡大した場合、感染により重症化する可能性の高い利用者に対応している職員からの感染リスクを減少させるため、抗原検査でスクリーニングを行うことが必要です。
- 感染症の拡大地域で円滑に本人や家族等介護者の変化するニーズに対応できるよう、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所の相談支援専門員が、感染症に対する正しい知識と対策について、市町と情報を共有する体制が求められます。

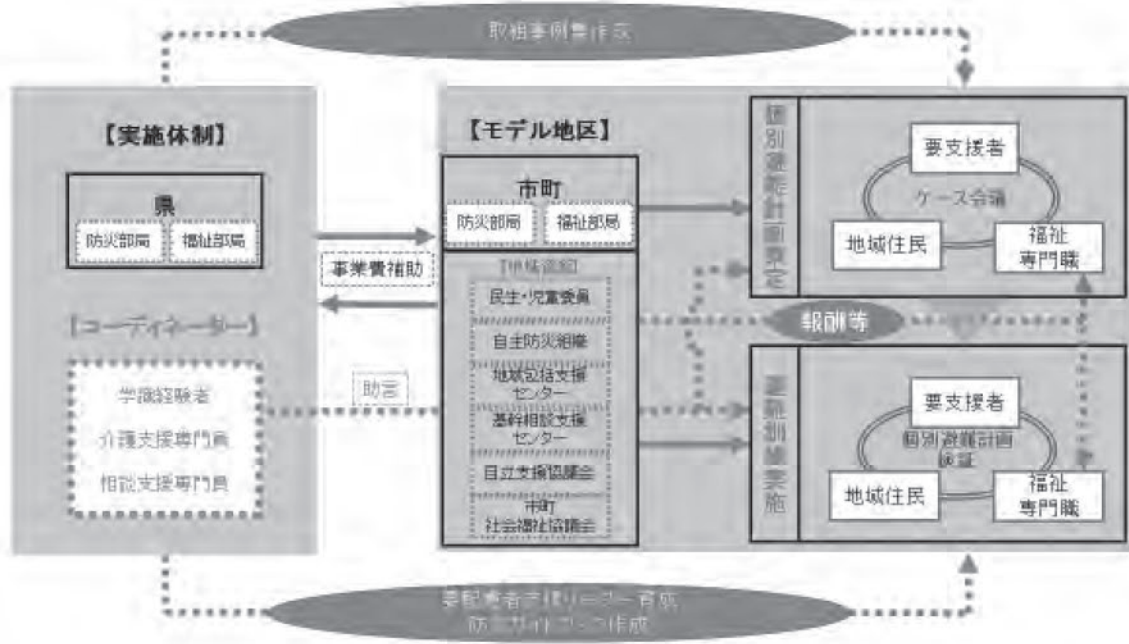
- 医療的ケア児等を含めた重症・重度心身障害児（者）が感染症に感染した場合、重症化の可能性があることから、早期の療養が必要となりますが、これらの障害児（者）に対応できる受入医療機関は少ない状況です。
- 在宅の障害者について、介護者の全てが感染し本人は感染していない場合に、本人の受け入れ先の調整が困難なケースがあります。
- 聴覚障害者が感染症で入院治療が必要な場合に遠隔手話通訳サービスが提供できる体制の整備が求められます。

《今後の具体的な取組》

【災害に対する備え】

- 「みんなで減災」県民総ぐるみ運動において、いざという時には躊躇することなく、命を守る行動をとることが定着していくよう、いつのタイミングで何をすべきかなど、自らの防災行動計画を県民に作成してもらう、「ひろしまマイ・タイムライン」の取組などを進めていきます。
- 要支援者の特性に応じた実効性のある避難支援体制を確保するため、地域住民（民生・児童委員、自主防災組織等）と福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員）が協同して個別避難計画を策定し、それに基づく避難訓練等ができるよう、コーディネーターを派遣するなど、市町の取組を支援します。

【図8 防災と福祉の連携による個別計画策定促進事業】



- 避難行動要支援者名簿の提供や避難支援者の確保を図るため、市町研修会の開催や先進市町の取組事例等を紹介するなど、市町の取組を支援します。
- 要支援者の特性に応じた福祉避難所の確保や受入体制の整備など、市町の取組を進めるため、障害者などの関係団体と連携して支援します。
- 避難所における要支援者への迅速な福祉支援を行うため、災害福祉支援ネットワークを構築し、要支援者に対する支援の強化を図ります。
- 障害福祉サービス事業所等に対し、サービス利用者の障害特性等を考慮した避難確保計画や事業継続（BCP）計画について早期に作成されるよう、国のガイドラインや動画研修を活用するとともに、集団指導や実地検査の機会を捉えて指導を行います。

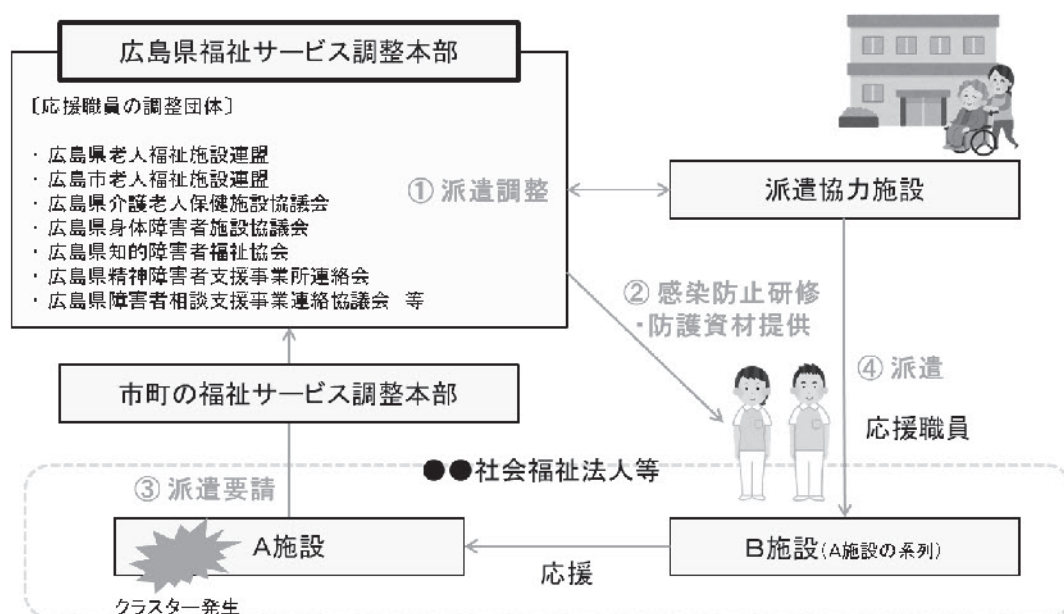
- 電子版「命の宝箱」や「救急支援・災害対策システム」が災害時に有効に活用されるよう、地域において医療機関や消防機関等と連携してモデル事業を行い、事業の検証と利便性向上を図りながら普及を進めていきます。
- 発災時には、速やかに県及び市町において、情報収集や個別支援のための連絡調整等を行う体制を整備し、関係者が要支援者等に関する情報把握や個別支援を的確に実施できるよう、継続的にマニュアルの点検や整備を行います。
- 災害時には、引き続き、災害時公衆衛生チーム（福祉チーム）による支援に取り組みます。
- 医療的ケア児等に対応できる看護職員の育成を通じ、災害時の受入先となる事業所の拡充等に取り組むとともに、医療機関や介護老人保健施設等を活用し、医療的ケア児等を含めた重症・重度心身障害児（者）の短期入所定員の確保を図ります。
- 市町において、医療的ケア児等に関する情報の把握・共有等が図られるよう、関係機関の連携を促すとともに、厚生労働省が令和2（2020）年度に本格運用を開始した、医療的ケア児等医療情報共有システムの活用に向けた周知等に取り組みます。
- 避難所等へ速やかに手話通訳者が派遣できるよう、市町及び関係団体と連携し派遣体制の整備に努めます。また、避難所等で遠隔手話サービスが提供できるよう、県保健所に貸出用のタブレットを配付します。
- 「防災ガイドブック」の見直しを行い、県ホームページで広報します。
- 市町と連携し、オストメイト専用ポータブルトイレの備蓄台数の確保に努めます。

【感染症に対する備え】

- 障害福祉サービス事業所等における感染防止を徹底するため、国の補助金等を活用しながら、衛生用品の調達・備蓄、職員を対象とする感染防止研修を実施し、また、県内での感染拡大期においては入所施設職員に対する定期的な抗原検査を実施し、クラスターの発生予防に努めます。
- 障害福祉サービス事業所等において感染者が発生した場合に備え、障害者の生活にとって必要不可欠なライフラインである障害福祉サービスを継続するための応援職員派遣体制を、県、市町及び関係団体が連携の上、確保します。

【図9 応援職員派遣体制】

新型コロナウイルス感染症が入所型社会福祉施設等で発生し、サービス提供が困難となった場合においても、利用者への影響を最小限に抑えるため、県及び市町がそれぞれ関係団体等と連携して重層的に応援職員を派遣する。



- 重症・重度心身障害児（者）が感染症に感染した場合に備えて、医療機関の受入体制の把握に努めるなど、関係機関とも連携の上、医療提供体制の整備等に取り組みます。また、これらの障害児（者）の介護者が感染し、介護者が不在となった場合も想定した体制の確保について、市町と連携して取り組みます。
- 聴覚障害者が感染症で入院治療中に遠隔手話サービスが利用できるよう、聴覚障害者センター等に貸出用タブレットを整備し、使用方法について周知を図ります。

【成果目標・指標】

災害、感染症対策の推進		
成果目標	現状 (令和元年度)	目標 (令和5年度)
避難行動要支援者名簿のうち個別避難計画の策定対象者の選定が完了している市町数	0市町	23市町

【関連事業】

関連事業・取組	事業内容
障害福祉サービス事業所のサービス継続支援事業	感染症発生施設への応援職員派遣に係る人件費等のかかり増し費用を事業所に対して補助する。
感染防止対策のための相談・支援等事業	障害福祉の現場では解決が困難な感染防止対策に係る医学的な相談・支援等の体制を整備する。
障害福祉サービス等デジタル技術導入支援事業【再掲】	障害福祉の現場における介護業務の負担軽減と障害福祉サービスの安全・安心を図るため、事業所におけるロボット及びICT機器の導入を支援する。
医療的ケア児等在宅生活支援事業【再掲】	在宅の医療的ケア児等が安心して生活できる環境の実現に向けて、医療的ケア児等に対する支援者のネットワーク構築と人材育成等を実施する。
医療型短期入所施設補助事業【再掲】	医療的ケア児等を在宅で介護する家族等を支援するため、受入施設が不足している地域において、病床を活用した医療型短期入所事業を実施する医療機関に対して補助する。